

埼玉県警察本部訓令第 48 号

少年警察活動規程を次のように定める。

平成 19 年 12 月 26 日

埼玉県警察本部長

少年警察活動規程

少年警察活動規程（平成 15 年埼玉県警察本部訓令第 24 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則

第 1 節 通則（第 1 条－第 5 条）

第 2 節 幹部の職務（第 6 条－第 13 条）

第 3 節 早期発見及び報告（第 14 条－第 17 条）

第 2 章 一般的活動

第 1 節 地域的な非行防止施策の推進（第 18 条・第 19 条）

第 2 節 街頭補導（第 20 条・第 21 条）

第 3 節 少年相談（第 22 条－第 24 条）

第 4 節 継続補導（第 25 条－第 27 条）

第 5 節 少年の社会参加活動（第 28 条）

第 6 節 情報発信（第 29 条・第 30 条）

第 7 節 有害環境の排除（第 31 条）

第 3 章 非行少年等についての活動

第 1 節 非行少年に関する通則（第 32 条－第 39 条）

第 2 節 犯罪少年事件の捜査（第 40 条－第 47 条）

第 3 節 触法調査（第 48 条－第 67 条）

第 4 節 ぐ犯調査（第 68 条－第 79 条）

第 5 節 不良行為少年の補導（第 80 条－第 83 条）

第 4 章 少年保護のための活動

第 1 節 被害少年に係る活動（第 84 条－第 86 条）

第 2 節 福祉犯に係る活動（第 87 条・第 88 条）

第 3 節 要保護少年及び児童虐待に係る活動（第 89 条－第 95 条）

第5章 記録（第96条―第98条）

一部改正〔令和4年第25号〕

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この規程は、少年の非行を防止し、少年の健全な育成及び福祉を図るため、少年の補導及び保護の方法、少年の事案を処理するに当たっての手続及び留意事項その他少年警察活動に関し必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）、少年法第6条の2第3項の規程に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号）、埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号）、埼玉県犯罪捜査規程（平成3年埼玉県警察本部訓令第1号）その他法令によるほか、この規程の定めるところによる。

一部改正〔令和4年第25号〕

（定義）

第2条 この規程において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

（少年補導職員）

第3条 生活安全部少年課（以下「少年課」という。）及び警察署に、規則第2条第13号に規定する少年補導職員を置くことができる。

2 少年補導職員とは、次の各号に掲げる者をいう。

- （1） 少年補導員 少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援等少年の特性に関する知識並びに少年への適切な対応の方法に関する知識及び技能を必要とする少年警察活動に従事する者
- （2） スクール・サポーター 学校と連携した非行防止教室の実施、児童生徒及びその保護

者に対する指導及び助言、校内外のパトロール活動への支援等児童生徒を対象とした非行防止対策の的確な遂行に関する技能及び児童生徒やその保護者への適切な対応の方法に関する知識を必要とする少年警察活動に従事する者

- (3) 少年相談専門員 複雑な少年事案の処理、少年相談を担当する職員に対する指導又は助言その他少年相談に関する専門的知識を必要とする業務に従事し、警察法第 55 条第 1 項に規定する職員（警察官を除く。）で心理学、教育学、社会学その他少年相談に関する専門的知識を有するもの

一部改正〔令和 4 年第 25 号、5 年第 38 号〕

（少年警察活動の基本）

第 4 条 警察職員は、規則第 3 条各号に掲げる少年警察活動の基本を実践するため、次の各号に掲げる事項を基本とする。

- (1) 健全育成の精神 少年警察活動を行うに当たっては、少年が立ち直ってこそ少年の健全な育成という最大の目的が達成されることに留意するとともに、少年警察活動に携わる者は、少年の健全な育成を期するため、人格の向上と識見の涵（かん）養に努め、少年及び保護者その他の関係者の信頼が得られるように努めること。
- (2) 少年の特性の理解 少年は、心身ともに成長期にあつて、環境の影響を受けやすく、可塑性に富むなどの特性があるので、少年の心理及び生理その他の特性を深く理解し、少年警察活動を行うこと。
- (3) 処遇の個別化 少年警察活動を行うに当たっては、個別の少年の特性に応じた最善の処遇を講ずることとし、少年自身及びその環境を深く洞察し、問題点を把握すること。
- (4) 秘密の保持 非行少年に係る事件の捜査又は調査、不良行為少年の補導、少年相談等により知り得た秘密を漏らしてはならないことはもとより、少年の立ち直りを期する上で、少年及び保護者その他の関係者に秘密の保持について不安を抱かせないよう配慮すること。
- (5) 被害少年への配慮 少年警察活動を行うに当たっては、非行少年及び不良行為少年の立ち直りのみならず、被害少年の精神的打撃からの立ち直りに配慮すること。
- (6) 国際的動向への配慮 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮し、これらを踏まえた、積極的な取締り及び広報啓発活動を強力に推進すること。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

(少年警察ボランティア等との協力)

第5条 少年警察活動を行うに当たっては、埼玉県公安委員会、警察本部長、警察署長（以下「署長」という。）等から委嘱を受けて少年の非行の防止又は少年の福祉のための活動に当たるボランティア（以下「少年警察ボランティア」という。）との協力を努めるとともに、少年警察ボランティアがその役割を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。

2 前項のほか、少年警察活動については、規則第5条の規定により、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所等の関係機関及び児童委員、保護司その他少年の健全育成活動に関係のあるボランティア及び団体（以下これらを「関係機関等」という。）と平素から連絡を保って相互の円滑な協力を配意するものとする。

第2節 幹部の職務

(少年課長及び署長の職務)

第6条 生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）及び署長は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、所属職員の合理的配置に努めるものとする。

2 少年課長及び署長は、規則第4条第1項の規定により、少年警察部門とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせるとともに、警察と関係機関等との連絡協調を強化するものとする。

3 少年課長及び署長は、規則第4条第2項の規定により、全ての警察職員が少年非行の実態、少年事件（事案）の処理、少年の適正な処遇その他少年警察活動を推進する上で必要な基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

4 少年課長は、少年警察活動全般の効果的な運営及びその適正な実施を図るため、少年警察活動に関する企画及び調整、装備資機材及び施設の整備等部内の体制を強化するものとする。

5 署長は、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案については、おおむね次の各号に掲げる事項を自ら行うものとする。

(1) 捜査主任官又は調査主任官の指名

(2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足る相当の理由のある者、ぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し及び面接（捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の要否及び方法の決定

(3) 強制の措置及びその解除の要否の決定

- (4) 関係機関への送致若しくは送付又は通告（以下これらを「送致等」という。）その他の措置の決定
- (5) 関係機関への送致等に付すべき処遇意見の決定
- (6) 継続補導の要否の決定
- (7) 被害少年の継続的な支援の要否の決定

一部改正〔平成 27 年第 23 号、令和 5 年第 20 号〕

（所属長の職務）

第 7 条 複数の部門に関係する少年警察活動に係る施策を的確に推進するため、所属長は、少年課長と緊密な連携を保つものとする。

一部改正〔令和 5 年第 20 号〕

（少年事件指導官）

第 8 条 少年課に少年事件指導官を置く。

- 2 少年事件指導官には、少年課指導官をもって充てる。
- 3 少年事件指導官は、非行少年に係る事件の捜査又は調査を少年事件の審判に的確に反映させるため、捜査官の視点のみならず、家庭裁判所の裁判官又は調査官からの視点を考慮し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 埼玉県犯罪捜査規程第 21 条及び第 22 条の規定により警察本部要指導事件として指定された少年事件又は 14 歳以上 18 歳未満のぐ犯少年に係る事件及び触法少年又は低年齢少年たるぐ犯少年に係る事件（以下「低年齢少年事件」という。）のうち、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年を担当する係が主として捜査又は調査に当たるものについて、捜査主任官又は調査主任官に対するいわゆる「非行なし」事案防止対策、事件送致後の審判過程の把握、補充捜査等が的確に行われるような指導
 - (2) 警察本部要指導事件として指定された少年事件又は低年齢少年事件のうち、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年を担当する係以外の警察官が捜査又は調査に当たる事件について、警察本部の事件を主管する課の長（以下「事件主管課長」という。）との密接な連絡及び前号と同様の指導が的確に行われるための助言
 - (3) 埼玉県犯罪捜査規程別表第 1 に規定する警察本部長が直接指揮する事件のうち、少年

が関係する事件について、捜査主任官の要請等に応じ、事件検討等への参画

- (4) 第 11 条第 1 項の少年事件選別主任者及び第 12 条第 1 項の少年事件選別補助者に対する少年の特性及び少年事件の審判の特質を踏まえた捜査又は調査指揮、措置選別、処遇上の意見の決定等に関する必要な指導

- 4 前項に規定するもののほか、少年事件指導官は、少年の補導及び保護に関し、規則第 3 条に規定する少年警察活動の基本に基づいて、適正な処遇措置が行われるよう警察職員の指導を行うものとする。

一部改正〔平成 31 年第 17 号、令和 4 年第 25 号、5 年第 20 号・第 24 号〕

(少年補導責任者)

第 9 条 少年課に少年補導責任者を置く。

- 2 少年補導責任者には、補導を担当する少年課課長補佐をもって充てる。
- 3 少年補導責任者は、不良行為少年の補導に関し、保護者、少年の在学する学校の教員若しくは少年を雇用する雇用主又はこれらに代わるべき者（以下「保護者等」という。）への連絡の可否を判断するものとする。

(警察署の各課長の職務)

第 10 条 少年事件に関わる警察署の各課長は、部下職員を指揮掌握するとともに、個々の事案については、あらかじめ第 11 条第 1 項の少年事件選別主任者又は第 12 条の少年事件選別補助者の意見を聴いて、次の各号に掲げる事項を指揮するものとする。

- (1) 処遇の方針の指示及び処遇の担当者の指定
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示
- (3) 少年及び保護者その他の関係者の呼出し又はこれらとの面接の可否、時期、場所及び方法の指示

一部改正〔平成 27 年第 23 号、令和 5 年第 24 号〕

(少年事件選別主任者)

第 11 条 署長は、少年事件の捜査又は調査及び少年の処遇の適正を図るため、生活安全課長（少年を担当する課長代理の置かれている警察署は当該課長代理）を少年事件選別主任者に指定するものとする。

- 2 第 8 条第 3 項第 3 号の少年が関係する事件及び警察署を除く所属の司法警察員が送致する事件の少年事件選別主任者は、少年課指導官をもって充てる。

3 少年事件選別主任者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 保護者等への連絡の要否を判断すること。

(2) 第 37 条第 4 項の意見を求められた場合に、同条第 3 項各号に掲げる事項を勘案の上意見を述べること。

一部改正〔平成 22 年第 17 号、27 年第 23 号、令和 5 年第 20 号〕

(少年事件選別補助者)

第 12 条 署長は、少年を担当する係長を少年事件選別補助者に指定するものとする。ただし、署長は、少年課長と協議の上、これを指定しないことができる。

2 少年事件選別補助者は、少年事件選別主任者の行う措置区分の選別及び処遇意見の決定が適正かつ円滑に行われるように少年事件選別主任者を補佐するものとする。

一部改正〔平成 31 年第 17 号、令和 5 年第 20 号・第 24 号〕

第 13 条 削除

一部改正〔令和 5 年第 20 号〕、削除〔令和 5 年第 24 号〕

第 3 節 早期発見及び報告

(早期発見)

第 14 条 警察職員は、規則第 6 条の規定により、あらゆる職務執行の機会をとらえ、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を、早期に発見するように努めなければならない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号、令和 4 年第 25 号〕

(報告)

第 15 条 警察職員は、非行少年を取り扱った場合は、速やかに少年事件（事案）取扱票（別記様式第 2 号）により、所属長に報告するものとする。この場合において、警察本部の所属の警察職員が発見したときは、少年事件（事案）取扱票を作成せず、速やかに引継ぎの手続をとること。

2 警察職員は、児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童を取り扱った場合は、別に定める様式により、所属長に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた所属長が、署長以外の者であるときは、当該報告に係る事項を署長に引き継ぐものとする。

一部改正〔平成 27 年第 23 号、令和 4 年第 25 号〕

(少年事件等の報告)

第 16 条 署長は、次の各号に掲げる少年事件等（交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法（明治 40 年法律第 45 号）に規定する罪に係る少年事件（以下「交通法令違反等に係る少年事件」という。以下同じ。）を除く。）を認知したときは、少年事件等報告（別記様式第 3 号）により少年課長を経て速やかに報告しなければならない。ただし、犯罪発生及び検挙報告（埼玉県犯罪捜査規程様式第 8 号）により報告をする場合は、この限りでない。

- (1) 16 歳未満又は中学生若しくは高校生の少年を逮捕又は逮捕予定である事件
- (2) 送致（通告）予定で否認している事件
- (3) 少年法第 6 条の 6 第 1 項各号の規定に基づき児童相談所長に送致を予定している事件
- (4) 少年に係るいじめ事案又は校内において発生した少年に係る事案で、学校関係者との連携に配慮する必要がある事案
- (5) 少年の自殺事案（未遂を含む。）
- (6) 後日紛議が予想され、又は社会的反響が予想される事案
- (7) 新聞その他の報道機関に広報予定の事案
- (8) その他特に必要があると認められる事案

一部改正〔令和 4 年第 25 号、5 年第 20 号〕

(報告受理後の措置)

第 17 条 少年課長は、前条の報告があったときは、次の各号に掲げる事項について適切な指導を行うこと。

- (1) 少年事件の適正な捜査又は調査
- (2) 少年の適正な処遇

一部改正〔令和 5 年第 20 号〕

第 2 章 一般的活動

第 1 節 地域的な非行防止施策の推進

(地域的な非行防止施策)

第 18 条 少年課長及び署長は、特に少年の非行を防止するため必要があり、かつ、適切であ

ると認めるときは、少年の非行が多発する地域について、当該地域内の関係機関等及び住民の協力の下に、少年の非行を防止するための計画（以下「非行防止地区計画」という。）を策定し、その実施に努め、又は他の機関が策定し、実施するこの種の計画への積極的な協力に努めなければならない。

（留意事項）

第 19 条 少年課長及び署長は、非行防止地区計画を策定し、実施するに当たり、次の各号に留意すること。

- （1） 地域の指定に当たっては、効果又は成果の検証が可能な範囲とする。
- （2） あらかじめ関係機関等と密接な連絡協調のできる体制をつくる。
- （3） 状況に応じ、計画を段階的に区分し、絶えずその成果を検証して計画を改訂するなど、実情に即した計画とする。
- （4） 地域内における情報発信活動を特に活発に行う。

第 2 節 街頭補導

（街頭補導の効果的实施）

第 20 条 街頭補導については、公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所を重点として、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を策定し、班を編成して行うなど効果的に実施するように努めるものとする。この場合において、必要に応じ、少年警察ボランティア、教員、児童委員、保護司その他のボランティア（以下「少年警察ボランティア等」という。）と協働して行うように配意するものとする。

（街頭補導の留意事項）

第 21 条 街頭補導に当たっては、次の各号に留意すること。

- （1） 警察手帳その他身分を証明するものを提示して、街頭補導に従事している者であることを明らかにする。
- （2） 少年から事情を聴取し、又は注意、助言等をする場合は、人目につかないようにする。
- （3） 少年警察ボランティア等と協働して街頭補導に従事しているときは、少年の身分、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言等について警察職員が行うか、少年警察ボ

ランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果が上がるようにする。

(4) 公共の場所以外の施設で街頭補導を行うときは、当該施設の管理者の同意を得る。

第3節 少年相談

(少年相談の受理)

第22条 警察職員は、少年相談の申出があったときは、規則第8条第1項により懇切を旨として受理するとともに、埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）の規定により適正に取り扱うものとする。ただし、少年サポートセンターにおける少年相談の受理及び取扱いについては、別に定めるところによる。

一部改正〔平成25年第27号〕

(少年相談の取扱い)

第23条 警察署における少年相談は、少年を担当する係又は警察安全相談係が取り扱うものとする。ただし、少年相談を受け付けた警務課において、他の係が処理することが適当と認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成25年第27号、31年第17号、令和元年第4号、5年第20号〕

(少年相談の留意事項)

第24条 少年相談に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 警察施設において行うほか、必要に応じて、関係者が気軽に出入りでき、又は落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うこと。
- (2) 少年相談に関連して、少年警察活動の所掌に属さない事案について相談を受けたときは、当該事案に係る事務を所掌する他の警察部門に引き継ぎ、又は他の機関若しくは団体を教示し、若しくは必要に応じてこれらのものに連絡すること。

2 受理した少年相談について、その処理を他に引き継ぐときは、相談者に対し、引継先、連絡方法等必要な事項を連絡しなければならない。

一部改正〔平成27年第23号〕

第4節 継続補導

(継続補導の対象)

第25条 少年課の警察職員は、次の各号に掲げる少年について、その非行を防止するため特に必要と認められる場合は、規則第8条第2項、規則第13条第3項及び規則第14条第2項の規定により、保護者の同意（当該少年が特定少年である場合は、本人の同意。第27条及

び第 85 条において同じ。)を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言、指導又は補導を継続的に実施すること。

(1) 少年相談に係る少年

(2) 触法少年であって少年法第 6 条の 6 第 1 項の規定により送致すべき者及び児童福祉法第 25 条第 1 項の規定により通告すべき者に該当しないもの

(3) 14 歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第 25 条第 1 項の規定により通告すべき者に該当しないもの

(4) 不良行為少年

一部改正〔平成 28 年第 25 号、令和元年第 4 号、4 年第 25 号〕

(継続補導の取扱い)

第 26 条 署長は、規則第 8 条第 2 項から第 4 項までに規定する継続補導を実施する必要が認められる場合は、速やかに継続補導引継票（別記様式第 4 号）により少年課長に引き継ぐものとする。

一部改正〔令和元年第 4 号〕

(継続補導上の留意事項)

第 27 条 継続補導は、保護者の同意を得た上で、その協力の下に行うものとする。

2 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合において、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

第 5 節 少年の社会参加活動

(少年の社会参加活動)

第 28 条 規則第 9 条の規定により行う少年の規範意識の向上等に資するための少年の社会参加活動については、関係機関等との役割分担の下で実施するものとする。

2 前項の活動に当たっては、少年の心理その他の特性、少年の非行実態等に関する知識、警察職員の能力その他警察業務の専門性を生かして効果的に実施するものとする。

第 6 節 情報発信

(情報発信活動)

第 29 条 少年警察活動については、家庭、学校、地域社会と一体となって取り組むことが極

めて重要であるため、規則第 10 条の規定による情報発信活動を行うに当たっては、対象者ごとに適切な素材、方法、時期等を選んで的確に周知されるよう努め、広く少年警察活動に対する理解及び協力を求めるものとする。

(基礎資料の整備活用)

第 30 条 警察職員は、少年警察活動については、情報発信を前提とし、少年に有害な環境の排除その他少年の非行の防止及び保護を図るための施策に資するため、常に少年の非行及び少年に有害な環境の実態その他少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するよう努めるものとする。

第 7 節 有害環境の排除

(有害環境の排除)

第 31 条 少年課長及び署長は、規則第 11 条の規定により有害環境の排除のため適切な措置をとるものとする。

2 少年課長及び署長は、知事、市町村長その他関係行政機関に対し、前項の措置をとるために必要な情報を連絡するものとする。

第 3 章 非行少年等についての活動

第 1 節 非行少年に関する通則

(少年事件の処理)

第 32 条 署長は、非行少年に係る事件の捜査又は調査について、少年の特性に鑑み、少年を担当する係に担当させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する少年の捜査又は調査については、この限りでない。

- (1) 20 歳以上の被疑者を主とする事件に関連する少年の事件
- (2) 交通法令違反等に係る少年事件
- (3) 事件の内容が複雑かつ重要であり、少年を担当する係以外の係に捜査させることが必要と署長が認める少年事件

2 署長は、前項ただし書の少年を担当する係以外の係の警察官に犯罪少年の事件の捜査又は調査をさせるときは、適正な少年の処遇を図るため、少年事件選別主任者に対し、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるよう、捜査又は調査の過程について常に把握させるものとする。

また、取調べ又は質問について必要があると認められるときは、少年を担当する係の警察官に行わせるよう配意するほか、必要な支援を行わせなければならない。

一部改正〔平成26年第32号、27年第23号、31年第17号、令和4年第25号、5年第20号〕

（年齢の確認）

第33条 警察職員は、非行少年と認められる少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法又は児童福祉法の規定による非行少年の年齢に応ずる処理に過誤のないようにするため、特に、現在及び行為時における当該少年の年齢を確認しなければならない。

2 前項の年齢の確認に当たっては、少年法及び規則における少年の定義は、20歳に満たない者をいうとされているが、特定少年については、保護事件等の特例が定められていることに留意すること。

一部改正〔令和5年第29号〕

（捜査又は調査上明らかにすべき事項）

第34条 警察職員は、非行少年に係る事件について捜査又は調査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、明らかにしなければならない。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の動機及び原因
- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友の関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止に協力することができると認められるボランティアの有無

（捜査又は調査上の留意事項）

第35条 警察職員は、非行少年と認められる少年に係る事案について、捜査又は調査を行うに当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 捜査又は調査の範囲は、関係機関に送致するか、通告するかを決定するために必要な限度及び非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立ち直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 保護者等その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。

- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、迅速に行うこと。
- 2 非行少年の処遇の適正を保つため、規則第 13 条に規定する関係機関等への連絡を行うに当たっては、連絡担当者を明確にし、適切に実施するものとする。
- 3 触法調査又はぐ犯調査を行うに当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連絡を密にしつつ、これを進めなければならない。

(広報)

第 36 条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、報道機関に発表を行うときは、警察本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

- 2 前項の発表に当たっては、当該事件の犯罪少年又は触法少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項の発表及び写真の提供を新聞その他の報道機関等にしてはならない。ただし、特定少年の時に犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については、この限りでない。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

(措置の選別、処遇意見等)

第 37 条 警察職員は、非行少年については、送致等の措置をとるべきか、少年事件の送致は通常送致によるべきか、又は簡易送致（犯罪捜査規範第 214 条の規定による送致をいう。以下同じ。）によるべきか、送致等するときは、いずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

- 2 非行少年に係る事件について関係機関に送致等（簡易送致を除く。）をするときは、最も適切と認められる処遇上の意見を明らかにするものとする。
- 3 前 2 項に規定する措置の選別及び処遇上の意見の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第 3 号については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

(1) 事件の態様

(2) 非行の動機及び原因

(3) 非行少年の再非行の危険性

(4) 非行少年の保護者等の実情、非行少年の再非行の防止に関する保護者等の方針及び希望並びに関係機関等の意見

4 警察職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、少年事件選別主任者の意見を聴かなければならない。ただし、第1号及び第2号について、交通法令違反等に係る少年事件については、少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

(1) 措置の選別及び処遇上の意見を選定しようとするとき。

(2) 少年（参考人を含む。）の呼出し、取調べ及び身柄の措置その他事件の処理方針を検討するとき。

(3) 任意の少年被疑者の指紋（掌紋を含む。以下同じ。）の採取及び写真の撮影をしようとするとき。

一部改正〔平成22年第17号、26年第32号、令和4年第25号〕

（事後措置）

第38条 捜査又は調査の結果、非行少年と認めるに至らなかった少年又は触法少年若しくは14歳未満のぐ犯少年であって送致し、又は通告するに至らなかったものについては、警察職員は、第25条に規定する継続補導を行う場合を除き、当該少年に対して注意、助言等を与えるにとどめ、必要に応じて、捜査又は調査の結果を少年の保護者等に連絡するものとする。

（送致等に関する留意事項）

第39条 非行少年を関係機関に送致等するに当たっては、警察職員は、必要に応じ、少年及びその保護者等に対して、送致等の趣旨について説明し、及び今後特に注意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致等する少年について、将来における非行の危険性が大きいと認められるときは、送致先又は通告先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置がとられるように連絡するものとする。

第2節 犯罪少年事件の捜査

（捜査の基本）

第40条 犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たるものとする。

2 捜査に当たっては、少年の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意するなど、その心情を傷つけないように努めるものとする。

（呼出し上の留意事項）

第41条 捜査のために少年、保護者等又は参考人を呼び出す場合は、電話、呼出状の送付そ

の他適切な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

- 2 捜査のために少年を呼び出す場合は、保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年と保護者等との信頼関係を損なうおそれがある、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがある、逃亡し、又は証拠隠滅するおそれがあるなど当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 3 捜査のために少年を呼び出す場合は、次の各号に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮すること。
 - (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、原則として避ける。
 - (2) 少年の授業時間帯及び就業時間帯は、原則として避ける。
 - (3) 制服警察官が呼出しに行くことは、原則として避ける。
 - (4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合は、警察職員が家庭に出向き、又は警察施設以外の適当な場所に呼び出す。
 - (5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力及び信頼を得られるよう努める。
- 4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、前3項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減させるよう努めるなど少年の心情に配慮すること。
- 5 捜査のために少年の保護者等を呼び出す場合は、当該少年の非行に関して保護者等が警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮すること。

(取調べ上の留意事項)

第42条 少年の取調べを行う場合は、保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年と保護者等との信頼関係を損なうおそれがある、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがある、逃亡し、又は証拠隠滅するおそれがあるなど当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

- 2 少年の取調べを行う場合は、次の各号に留意すること。
 - (1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とする。
 - (2) 原則として、取調べは少年の授業時間帯、就業時間帯及び夜遅い時刻を避けるととも

に、取調べ時間が長くないようにする。

(3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者等その他適切な者を立ち合わせる。

(4) 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いる。

(5) 取調べに当たっては、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえ付けようとはせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するように努める。

(6) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努める。

3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮すること。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

(強制措置等の制限)

第 43 条 警察官は、犯罪少年の措置に当たっては、できる限り逮捕、留置その他の強制の措置を避けなければならない。

2 警察官は、やむを得ず逮捕、留置その他の強制の措置をとろうとするとき又はこれらの強制の措置を執行するときは、次の各号に留意しなければならない。

(1) 逮捕又は留置は、少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置施設の状況、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。

(2) 留置するときは、20 歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、少年法第 20 条第 1 項又は第 62 条第 1 項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って、この規定は適用されない。

(3) 留置したときは、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。

(4) その他時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

3 犯罪少年についての指紋の採取又は写真の撮影は、身柄を拘束されていない少年について

は、必要やむを得ない場合で、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、併せて少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮しなければならない。

一部改正〔令和4年第25号〕

（親告罪等に関する措置）

第44条 警察官は、親告罪である少年の犯罪について、告訴がなされないことが明らかになった場合において、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年に係る事件として関係機関へ送致することを考慮して所要の措置をとるものとする。

2 前項の場合において、みだりに被害者及びその親族（以下「被害者等」という。）を呼び出し、供述調書を作成するなど被害者等の心情に反する措置をとることを避けるように留意しなければならない。

3 第1項の場合において、犯罪少年を送致するときは、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう、当該機関に連絡するものとする。

4 少年が、親族であるため刑が免除される罪又は請求を待って論ずる罪を犯した場合は、前3項の例によるものとする。

一部改正〔平成27年第23号〕

（余罪の捜査）

第45条 警察官は、犯罪少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該犯罪少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行の危険性の判断に資するように配慮しなければならない。

2 余罪の捜査は、少年の立ち直りの妨げとならないよう、迅速的確に行わなければならない。

（書類の作成）

第46条 警察官は、捜査の結果、犯罪少年であることが判明したときは、当該犯罪少年の犯行の動機及び原因、犯行前後の状況等犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するため必要な事項に関しては犯罪捜査規範第177条から第182条までの規定により当該犯罪少年又は参考人の供述調書その他の捜査書類を作成し、その他の事項に関しては同規範第213条の規定により身上調査表を作成するものとする。ただし、送致先の機関における処遇に資し、又は輔導の適正を期するため特に必要があると認められるときは、犯罪事実の存否及び犯罪の情状

を立証するため必要な事項以外の事項についても、当該犯罪少年又は参考人の供述調書その他必要な書類を作成し、又は徴しなければならない。

(所持物件の措置)

第 47 条 警察官は、犯罪少年の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見した場合は、法令の規定により押収するときを除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は廃棄させるなど当該少年が当該物件の所持を継続させないように注意し、及び助言するものとする。この場合において、受領書（別記様式第 5 号）を徴するなど物件の措置でん末を明らかにする措置を講じておかなければならない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

第 3 節 触法調査

(触法調査の基本)

第 48 条 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年は精神的に未成熟であり、可塑性に富み、迎合する傾向にあるなどの特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど、少年の心情及び早期の立ち直りに配慮しなければならない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

(触法調査を行うことができる警察職員)

第 49 条 警察本部長は、少年補導員のうちから、次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を少年法第 6 条の 2 第 3 項に規定する警察職員として指定することができる。

- (1) 可塑性に富むなどの低年齢少年一般の特性
- (2) 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性
- (3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領

2 少年法第 6 条の 2 第 3 項に規定する警察職員は、調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができるものとする。

3 少年法第6条の2第3項に規定する警察職員の運営等に関しては別に定める。

(調査主任官)

第50条 署長は、調査主任官指名簿(別記様式第6号)により、個々の触法調査につき、調査主任官を指名するものとする。

2 調査主任官は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- (2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を把握すること。
- (3) 調査方針を立てること。
- (4) 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
- (5) 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について、調査に従事する者に対する指導及び教養を行うこと。
- (6) 裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、署長から特に命ぜられたこと。

3 署長は、調査主任官を指名する場合は、事件の内容並びに職員の調査能力、知識経験及び職務執行の状況を勘案し、調査主任官の職務を的確に行うことができると認められる者を指名するものとする。

4 調査主任官が交代する場合は、調査主任官(変更)指名簿(別記様式第7号)により新たに調査主任官を指名するものとする。この場合において、前任の調査主任官は、当該事案の関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(付添人の選任)

第51条 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者(以下第52条(第4項を除く。)、第53条(第4項を除く。)、第55条、第61条、第62条及び第64条において「少年」という。)又は保護者等に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分りやすく説明するほか、必要に応じて関係機関等及び団体についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする。この場合において、付添人選任届を受理した者は、事件の調査に従事している警察官に対し、当該付添人選

任届を確実に引き継がなければならない。

(呼出し)

第 52 条 触法調査のため、少年、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

- 2 少年を呼び出す場合は、保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがある、逃亡し、又は証拠隠滅をするおそれがあるなど当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 3 少年を呼び出す場合は、次の各号に留意し、少年が無用な緊張又は不安を抱かないよう配慮すること。
 - (1) 学校に直接呼出しの連絡をすることは、原則として避ける。
 - (2) 少年の授業時間帯又は夜間に呼び出すことは、原則として避ける。
 - (3) 制服警察官が呼出しに行くことは、原則として避ける。
 - (4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められるときは、調査に従事する警察職員が家庭に出向き、又は警察施設以外の適当な場所に呼び出す。
 - (5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力及び信頼を得られるよう努める。
- 4 触法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、前 3 項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
- 5 触法調査のために少年の保護者等を呼び出す場合は、当該少年の非行に関して保護者等が警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(質問)

第 53 条 少年に質問を行う場合は、保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがある、逃亡し、又は証拠隠滅をするおそれがあるなど当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

- 2 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、当該少年の保護又は監護の観点から少年の保護者等その他適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

3 少年に質問を行う場合は、次の各号に留意するものとする。

- (1) 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とする。
- (2) 質問は、原則として、夜間又は長時間にわたることを避けなければならない。
- (3) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いる。
- (4) 質問に当たっては、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえ付けようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するように努める。
- (5) 質問に当たっては、少年法第6条の4第2項の趣旨に反することのないよう、誘導又は強制と思われる言動を避ける。
- (6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努める。

4 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

一部改正〔平成27年第23号〕

(犯罪の疑いがある場合の措置)

第54条 警察官は、触法少年による事件と断定できない、又は殺人、強盗等の重要な事件で明らかに低年齢少年によるものと認められる場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。

(強制の措置及び制限)

第55条 触法調査に係る搜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求（以下これらを「強制の措置」という。）については、規則第21条の規定により行うものとする。

2 強制の措置をとるに当たっては、その必要性、物、場所等の特定の状況と事件の事実との整合性及びこれを疎明する資料の有無について慎重に検討の上、触法少年に係る事件の調査に関する令状請求審査票（別記様式第8号）により警察署長に報告し、その指揮を受けなけ

ればならない。

- 3 触法少年については、少年の年齢、性格、補導歴、事件内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して、できる限り、強制の措置を避けるものとする。ただし、やむを得ず強制の措置を執行する場合は、時期、場所、方法等について、少年の心情を傷つけることのないよう慎重に配慮するものとする。

一部改正〔平成 24 年第 27 号〕

（押収物の還付等公告）

第 56 条 署長は、少年法第 6 条の 5 第 2 項において準用する刑事訴訟法第 499 条の規定による押収物の還付公告及び少年法第 6 条の 5 第 2 項において準用する刑事訴訟法第 499 条の 2 第 1 項において準用する同法第 499 条の規定による交付又は複写に関する公告については、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 少年法第 6 条の 6 第 1 項の規定により児童相談所に送致した事件について保護処分が決定した場合
- (2) 児童相談所に送致しない場合

- 2 還付等公告は、少年法第 6 条の 2 第 3 項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 23 号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）第 2 条に定める方法により行うものとする。

一部改正〔平成 24 年第 27 号〕

（押収物の売却等）

第 57 条 法第 6 条の 5 第 2 項の規定により準用する刑事訴訟法第 499 条第 4 項の規定による押収物の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては随意契約により売却することができる。

- (1) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある押収物
- (2) 競争入札に付したが、買受けの申込みをする者がなかった押収物
- (3) 売却による代金の見込額が 1 万円を超えないと認められる押収物

- 2 署長は、押収物を一般競争入札に付そうとする場合は、入札期日の前日から起算して少なくとも 5 日前までに、次の各号に掲げる事項について警察署の掲示板に掲示するなどの方法により公告しなければならない。

- (1) 一般競争入札に付そうとする物件の種類及び数量

- (2) 競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
 - (3) 競争入札の執行の日時及び場所
 - (4) 契約条項及びその概要
 - (5) その他署長が必要と認める事項
- 3 署長は、押収物を指名競争入札に付そうとするときは、可能な限り 3 以上の入札者を指名し、前項各号に掲げる事項について通知するものとする。
- 4 署長は、第 1 項ただし書の押収物を随意契約により売却しようとするときは、複数の者から見積書を徴さなければならない。
- 5 売却代金については、適切な方法で保管しなければならない。
- 6 売却代金の所有権が県に帰属する前に、押収物の還付を受けるべき者その他相当と認める者が還付の請求をした場合は、売却代金受領書（別記様式第 9 号）を徴して返還し、証拠物件保存簿に記録するものとする。

一部改正〔平成 24 年第 27 号、27 年第 23 号〕

（廃棄）

第 58 条 署長は、前条の規定により押収物を競争入札に付しても売却できなかった、又は売却することができないと認められるときは、当該押収物を廃棄することができる。この場合において、廃棄処分書（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成 19 年警察庁訓令第 12 号。以下「様式訓令」という。）別記様式第 42 号）を作成するものとする。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

（県帰属処理）

第 59 条 署長は、法第 6 条の 5 第 2 項の規定により準用する刑事訴訟法第 499 条第 2 項の規定によって、所有権が県に帰属する押収物については保管押収物県帰属調書（別記様式第 10 号）を、保管金については保管金県帰属調書（別記様式第 11 号）を作成し、保管押収物又は保管金とともに、県に引き渡すものとする。

- 2 前項の保管押収物県帰属調書及び保管金県帰属調書（以下これらを「県帰属調書」という。）は、5 月 1 日から 10 月 31 日までの分については 11 月 1 日に、11 月 1 日から 4 月 30 日までの分については 5 月 1 日に作成するものとする。

一部改正〔平成 28 年第 1 号〕

- 3 県帰属調書の作成日が、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日に当たるときは、当該県の休日の直後の勤務日に作成するものとする。

（強制捜査後の触法少年事件判明時の措置）

第60条 警察官は、逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、直ちに身柄を釈放する手続をとらなければならない。

- 2 前項の身柄を釈放する場合において、逮捕手続書及び弁解録取書の作成等逮捕に伴う手続の過程を明確にするほか、釈放の事由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。
この場合において、逮捕手続書に、既に釈放した旨を記載すること。

- 3 捜査による搜索等により証拠品を差し押さえた後、触法事件であることが判明した場合は、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。この場合において、還付した物件を引き続き必要とするときは、第55条の規定により措置すること。

- 4 被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕状若しくは鑑定留置状又は捜査のための搜索、差押、検証若しくは身体検査の令状若しくは鑑定処分許可状の令状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。この場合において、触法調査のための強制の措置の必要があるときは、第55条の規定により、改めて強制の措置をとり、必要な令状の発付を得ること。

（送致又は通告）

第61条 触法調査の結果、次の各号に該当する場合は、当該各号の手続により処理をするものとする。この場合において、少年が要保護児童であると認められたときは、第89条第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

- (1) 触法少年が少年法第6条の6第1項各号のいずれかに該当する場合は、触法少年事件送致書（様式訓令別記様式第32号）を作成し、これにその他の関係書類を添付して児童相談所長に送致すること。
- (2) 前号のほか、少年に保護者がいない、又は保護者に監護させることが不適當であると認められる場合は児童通告書（様式訓令別記様式第37号）により児童相談所長に通告するほか、調査概要結果通知書（警察職員の職務等に関する規則別記様式）により児童相談所に通知すること。

(3) 通告した事件について、児童相談所長から調査書類の写しの求めがあった場合は、調査書類謄本送付書（別記様式第 11 の 2）により、送付すること。

2 前項の処理をするに当たっては、署長の指揮を受けて行わなければならない。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

（一時保護）

第 62 条 警察職員は、児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けた場合は、触法少年を一時保護するものとする。

2 警察職員は、前項の一時保護をするときは、次の各号に留意するものとする。

(1) 一時保護には、保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。

(2) 少年が負傷し、自殺し、又は逃走することのないよう注意するとともに、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないよう注意すること。

(3) 少年を保護した場合は、速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第 12 条第 3 項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号、令和 4 年第 25 号〕

（審判に必要な物件等の措置）

第 63 条 警察職員は、触法少年に係る事件の証拠物並びに少年法第 24 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当する物件については、少年法第 6 条の 5 第 2 項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができる。

2 触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該触法少年が所持する物件を、当該他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

一部改正〔令和 5 年第 29 号〕

（少年に所持させることが不適当な物件の措置）

第 64 条 第 47 条の規定は、触法少年が少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を所持していることを発見した場合の措置について準用する。

（書類の作成）

第 65 条 警察職員は、触法少年の児童相談所への送致に当たっては触法少年送致書（様式訓

令別記様式第 32 号) を、通告に当たっては児童通告書を作成するほか、必要に応じて調査報告書、当該少年及び関係者の申述書(様式訓令別記様式第 3 号) その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

2 警察職員は、触法少年の申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用いるものとする。

3 警察職員は、申述書に少年の署名及び押印又は指印(以下これらを「署名押印等」という。)を求めるものとする。この場合において、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等があるときは、当該保護者等の署名押印等を求めること。

(指導教養)

第 66 条 署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導及び教養を行うものとする。

(準用規定)

第 67 条 触法調査については、この節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、犯罪捜査規範第 12 章の例によるものとする。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

第 4 節 ぐ犯調査

(ぐ犯調査の基本)

第 68 条 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯と認められる少年を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、当該少年に係る事件の調査に当たるものとする。

2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど、その心情を傷つけないよう努めなければならない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

(ぐ犯調査を行うことができる警察職員)

第 69 条 少年法第 6 条の 2 第 3 項に規定する本部長が指定した警察職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができるものとする。

2 本部長は、前項の警察職員がぐ犯調査を行うに当たり、当該警察職員に対し、ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導及び教養をあらかじめ行うものとする。

(調査主任官)

第 70 条 署長は、調査主任官指名簿（別記様式第 12 号）により、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。

2 調査主任官は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。

(2) 関係機関との連絡調整を行うこと。

(3) その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行うこと。

3 調査主任官が交代する場合は、調査主任官（変更）指名簿（別記様式第 13 号）により新たに調査主任官を指名するものとする。この場合において、前任の調査主任官は、事案の関係書類等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(呼出し及び質問)

第 71 条 ぐ犯調査のため、ぐ犯少年と認められる者（以下この条において「少年」とい

う。）、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがあるなど当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

3 少年を呼び出し、質問するに当たっては、呼出しを行う場所、時期、方法等について、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

4 少年を呼び出すに当たっては、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力及び信頼を得られるよう努めること。

5 ぐ犯調査のための呼出し及び質問については、本条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第 41 条及び第 42 条の例によるものとする。

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第 72 条 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年は精神的に未成熟であり、可塑性に富み、迎合する傾向にあるなどの特性を有することに鑑み、少年の心情及び早期の立ち直りに配慮するものとする。

- 2 低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者（以下この項及び次項において「少年」という。）を呼び出し、質問するに当たっては、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、原則として、夜間の呼び出し、長時間にわたる質問及び他人の耳目に触れるおそれがある場所における質問を避けるものとする。
- 3 少年に質問するに当たっては、少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護又は監護の観点から当該少年の保護者等その他の適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。
- 4 低年齢少年に係るぐ犯調査のための呼出し及び質問については、前2項に規定するもののほか、第52条及び第53条の例によるものとする。

（送致又は通告）

第73条 ぐ犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号の手続により処理するものとする。この場合において、少年が要保護児童であると認められたときは、第89条第1項及び第2項の規定を準用するものとする。

- (1) 処理をする場合において、ぐ犯少年が14歳以上18歳未満であって、家庭裁判所の審判に付することが適当と認められるときは、ぐ犯少年事件送致書（様式訓令別記様式第33号）を作成し、これに関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。
- (2) 処理をする場合において、ぐ犯少年が14歳以上18歳未満であって、保護者がいない、又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、児童福祉法による措置に委ねることが適当であると認められるときは、児童通告書により児童相談所に通告すること。
- (3) 処理をする場合において、少年が低年齢少年であって、保護者がいない、又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときは、児童通告書により児童相談所に通告すること。
- (4) 通告した事件について、児童相談所長から調査書類の写しの求めがあった場合は、調査書類謄本送付書により、送付すること。

- 2 前項の処理をするに当たっては、署長の指揮を受けて行わなければならない。

一部改正〔平成27年第23号、令和4年第25号〕

（緊急措置）

第74条 警察職員は、ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年

が緊急に保護しなければならない状態にあつて、その補導上必要があると認められる場合は、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報しなければならない。

2 第 62 条第 2 項の規定は、少年法第 13 条第 2 項の規定による同行状を執行する場合について準用する。

(一時保護)

第 75 条 第 62 条の規定は、児童相談所に通告したぐ犯少年の一時保護について準用する。

(審判に必要な物件の措置)

第 76 条 警察職員は、ぐ犯少年を児童相談所に通告若しくは家庭裁判所に送致するに当たつて、児童相談所の通告事案処理若しくは家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を当該ぐ犯少年が所持していた場合は、当該ぐ犯少年の同意を得た上で、一時これを預かるものとする。この場合において、預り書（別記様式第 14 号）を作成するほか、保護者等の申述書を作成するなど物件の預かりのてん末を明らかにする措置をとるものとする。

2 警察職員は、ぐ犯少年以外の者が事案処理のため特に必要と認められる物件を所持していた場合は、所有者等の協力を得て、任意差出書（別記様式第 15 号）とともにその物件の提出を求めるものとする。この場合において、提出者には、任意差出書の写しを交付するなど物件の提出のてん末を明らかにしておくものとする。

3 前 2 項の規定により一時預かった、又は任意差出を受けた物件が、児童相談所の事案処理又は家庭裁判所の審判に必要でないことが明らかになった場合は、当該物件の権利者に返還し、受領書を徴するものとする。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

(所持させることが不適當な物件の措置)

第 77 条 第 47 条の規定は、少年の非行の防止上所持させておくことが適當でないと認められる物件をぐ犯少年が所持していることを発見した場合の措置について準用する。

(書類の作成)

第 78 条 警察職員は、ぐ犯少年を家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告するに当たつては、ぐ犯少年の適正な処遇に資するため、ぐ犯少年事件送致書（様式訓令別記様式第 33 号）又は児童通告書のほか、必要に応じて調査報告書、ぐ犯少年及び関係者の申述書その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

2 第 65 条第 2 項及び第 3 項の規定は、ぐ犯少年の申述書の作成について準用するものとする。

る。

(指導教養)

第 79 条 署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導及び教養を行うものとする。

第 5 節 不良行為少年の補導

(補導措置)

第 80 条 警察職員は、不良行為少年を発見した場合は、規則第 14 条第 1 項に規定する注意、助言、指導又は補導を行うものとし、同項に規定する少年の保護者等への連絡は、少年を速やかに保護者等に引き渡す必要があるなど緊急の場合を除き、少年事件選別主任者又は少年補導責任者がその要否を判断した上で行うものとする。この場合において、不良行為の原因が学校又は職場にあり、その関係者による指導が必要であると認められるときは、当該学校又は職場に対し、併せて連絡するものとする。

(少年補導票の作成)

第 81 条 警察職員は、注意又は助言をした不良行為少年が次の各号のいずれかに該当し、当該不良行為少年の保護者等に連絡して監護又は補導上の措置を促すことが必要であると認められるときは、少年補導票（別記様式第 16 号）を作成するものとする。

- (1) 現場における注意又は助言だけでは少年の非行防止上又は健全育成上十分でないと認めるとき。
- (2) 少年の非行防止上又は健全育成上、所持させておくことが適当でないと認められる物品を所持し、これを保護者等に引き渡す必要があるとき。
- (3) 少年の保護者等から当該少年の補導を依頼されているとき。

(不良行為少年の所持する物件の措置)

第 82 条 第 47 条の規定は、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を不良行為少年が所持していることを発見した場合の措置について準用する。

(呼出し及び面接)

第 83 条 不良行為少年を呼び出す場合は、第 41 条、第 52 条及び第 71 条の事項に留意するものとする。

2 警察施設において不良行為少年と面接する場合は、第 42 条、第 53 条及び 71 条の事項に留意するものとする。

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第84条 警察職員は、被害少年に対し、現場における適切な助言、関係機関の紹介及び再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行うなど必要な支援を実施するものとする。

2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

一部改正〔平成20年第27号、27年第23号〕

(被害少年に対する継続的な支援)

第85条 前条に定めるもののほか、少年課及び警察署少年を担当する係の警察職員は、被害少年について、その健全な育成を図るため特に必要と認められる場合は、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施により継続的な支援を行うものとする。

2 前項の場合において、被害少年の精神的打撃の軽減に資するための支援を行うときは、臨床心理学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、警察職員は、被害少年に対し、適切な助言その他少年の健全な育成を図るため必要な保護を与えるものとする。

一部改正〔平成31年第17号、令和5年第20号〕

(広報上の留意事項)

第86条 少年が被害者である事件又は事案について、新聞その他の報道機関に発表を行う場合は、第36条の規定を準用し、被害少年のプライバシーに十分配慮するものとする。

第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の捜査)

第87条 規則第37条に規定する福祉犯については、その犯罪を犯したと認められる者が20歳以上の者である場合であっても、現に少年を担当する係の警察職員が捜査し、又は調査している少年の事案と密接な関係があるときは、署長は、必要に応じ少年を担当する係の警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

一部改正〔平成31年第17号、令和4年第25号、5年第20号〕

(福祉犯の被害少年の保護)

第 88 条 警察職員は、福祉犯の被害少年について、当該福祉犯に係る捜査、第 84 条及び第 85 条の支援のほか、当該被害少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者等に配慮を求めるものとする。

2 少年課長及び署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、地域住民に対する広報啓発を行うなど必要な措置をとるものとする。

一部改正〔令和 5 年第 20 号〕

第 3 節 要保護少年及び児童虐待に係る活動

(要保護少年の通告等)

第 89 条 警察職員は、規則第 38 条に規定する児童相談所への通告は、児童通告書又は口頭により行うものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

2 口頭による通告については、電話等を含むものとし、通告根拠規定を告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

3 児童通告書及び児童通告通知書の送付方法については、別に定めるところによる。

4 警察職員は、第 1 項の通告を行わない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

(要保護少年の一時保護)

第 90 条 警察職員は、児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けたときは、要保護少年の一時保護を行うものとする。

2 第 62 条の規定は、要保護少年の一時保護について準用する。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

(要保護少年の所持する物件)

第 91 条 第 47 条の規定は、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を要保護少年が所持していることを発見した場合の措置について準用する。ただし、権利者が不明なものは、児童相談所と緊密に連携の上、要保護少年の通告に伴って児童相談

所に引き渡すものとする。

(児童虐待)

第 92 条 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底するものとする。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

(児童虐待を受けたと思われる児童の通告等)

第 93 条 警察職員は、規則第 39 条に規定する児童相談所への通告を速やかに児童通告書又は口頭により行うものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

2 第 89 条の規定は、児童虐待を受けたと思われる児童に係る通告等について準用する。

3 警察職員は、児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われるときには、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

追加〔令和 4 年第 25 号〕

(児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護)

第 94 条 警察職員は、児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けたときは、児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護するものとする。

2 第 62 条の規定は、児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護について準用する。

追加〔令和 4 年第 25 号〕

(児童虐待を受けたと思われる児童に係る関係機関との連携)

第 95 条 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。

2 児童虐待の防止等に関する法律第 10 条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置をとるものとする。

3 警察職員は、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査及び被害児童等の心情、特性等に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、少年課への情報の集約及び組織としての的確な対応等に努めるものとする。

追加〔令和 4 年第 25 号〕

第5章 記録

(少年事件処理簿等)

第96条 警察署に、少年事件処理簿（様式訓令別記様式第44号）を備え、調査の指揮及び事件の送致等の処理経過を明らかにしておくものとする。この場合において、特に第6条第5項各号に掲げる事項を明らかにしておくなければならない。

2 警察署に、少年事案処理簿（別記様式第17号）を備え、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童について、当該事案の処理経過を明らかにしておくものとする。

3 犯罪少年の事件に係る記録については、少年事件処理点検表（別記様式第18号）を作成し、処理の状況を点検するものとする。この場合において、第1項後段によるほか、一般の例により、必要な事項を明らかにしておくものとする。

4 地域部鉄道警察隊及び警察署に、呼出簿（別記様式第19号）を備え、第52条及び第71条の定めるところにより触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理経過を明らかにしておくものとする。

一部改正〔平成29年第26号、令和4年第25号〕

(少年カード)

第97条 警察職員は、捜査又は調査を行った非行少年（道路交通法又はこれに基づく命令の違反事件に係る者を除く。）その他特に必要があると認められる少年について、少年カード（別記様式第20号）を作成するものとする。

2 署長は、少年カードに係る非行少年の居住地が他の警察署の管轄区域内である場合は、少年カードの原本を当該他の警察署の署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。この場合において、非行少年の居住地が他の都道府県警察の管轄区域内であるときは、少年課長を経て送付すること。

一部改正〔平成20年第33号、令和4年第25号、5年第20号〕

(細目的事項)

第98条 少年補導票、少年事案処理簿、少年事件処理点検表、呼出簿及び少年カードの作成、保管その他この規程の実施に関する細目的事項については、別に定める。

一部改正〔令和4年第25号〕

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 22 日警察本部訓令第 33 号）

この訓令は、平成 21 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 5 日警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 21 年 10 月 13 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 28 日警察本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 27 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 27 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 19 日警察本部訓令第 32 号）

この訓令は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日警察本部訓令第 23 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 6 日警察本部訓令第 1 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の少年警察活動規程第 59 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの分については、平成 28 年 5 月 1 日に県帰属調書を作成するものとする。

附 則（平成 28 年 11 月 9 日警察本部訓令第 25 号）

この訓令は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 28 日警察本部訓令第 26 号）

この訓令は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日警察本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 7 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和元年 6 月 7 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 19 日警察本部訓令第 16 号）

1 この訓令は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の少年警察活動規程別記様式第 16 号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日警察本部訓令第 14 号）

1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年 8 月 24 日警察本部訓令第 25 号）

この訓令は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日警察本部訓令第 20 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、別記様式第 16 号の改正規定は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 12 日警察本部訓令第 24 号）

この訓令は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 6 日警察本部訓令第 29 号）

この訓令は、令和 5 年 9 月 6 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 27 日警察本部訓令第 38 号）

この訓令は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号 削除 一部改正〔令和 5 年第 20 号〕、削除〔令和 5 年第 24 号〕

（趣旨）

第 1 条 この規程は、少年の非行を防止し、少年の健全な育成及び福祉を図るため、少年の補導及び保護の方法、少年の事案を処理するに当たっての手續及び留意事項その他少年警察活動に関し必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）、犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）、少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。）、少年法第 6 条の 2 第 3 項の規程に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 23 号）、埼玉県青少年健全育成条例（昭和 58 年埼玉県条例第 28 号）、埼玉県犯罪捜査規程（平成 3 年埼玉県警察本部訓令第 1 号）その他法令によるほか、この規程の定めるところによる。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

（定義）

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

（少年補導職員）

第 3 条 生活安全部少年課（以下「少年課」という。）及び警察署に、規則第 2 条第 13 号に規定する少年補導職員を置くことができる。

2 少年補導職員とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 少年補導員 少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援等少年の特性に関する知識並びに少年への適切な対応の方法に関する知識及び技能を必要とする少年警察活動に従事する者
- (2) スクール・サポーター 中学校と連携した非行防止教室の実施、生徒及びその保護者に対する指導及び助言、校内外のパトロール活動への支援等中学生を対象とした非行防止対策の的確な遂行に関する技能及び生徒やその保護者への適切な対応の方法に関する知識を必要とする少年警察活動に従事する者
- (3) 少年相談専門員 複雑な少年事案の処理、少年相談を担当する職員に対する指導又は助言その他少年相談に関する専門的知識を必要とする業務に従事し、警察法第 55 条第 1 項に規定する職員（警察官を除く。）で心理学、教育学、社会学その他少年相談に関する専門的知識を有するもの

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

（少年警察活動の基本）

第4条 警察職員は、規則第3条各号に掲げる少年警察活動の基本を実践するため、次の各号に掲げる事項を基本とする。

- (1) 健全育成の精神 少年警察活動を行うに当たっては、少年が立ち直ってこそ少年の健全な育成という最大の目的が達成されることに留意するとともに、少年警察活動に携わる者は、少年の健全な育成を期するため、人格の向上と識見の涵（かん）養に努め、少年及び保護者その他の関係者の信頼が得られるように努めること。
- (2) 少年の特性の理解 少年は、心身ともに成長期にあつて、環境の影響を受けやすく、可塑性に富むなどの特性があるので、少年の心理及び生理その他の特性を深く理解し、少年警察活動を行うこと。
- (3) 処遇の個別化 少年警察活動を行うに当たっては、個別の少年の特性に応じた最善の処遇を講ずることとし、少年自身及びその環境を深く洞察し、問題点を把握すること。
- (4) 秘密の保持 非行少年に係る事件の捜査又は調査、不良行為少年の補導、少年相談等により知り得た秘密を漏らしてはならないことはもとより、少年の立ち直りを期する上で、少年及び保護者その他の関係者に秘密の保持について不安を抱かせないよう配慮すること。
- (5) 被害少年への配慮 少年警察活動を行うに当たっては、非行少年及び不良行為少年の立ち直りのみならず、被害少年の精神的打撃からの立ち直りに配慮すること。
- (6) 国際的動向への配慮 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮し、これらを踏まえた、積極的な取締り及び広報啓発活動を強力に推進すること。

一部改正〔平成27年第23号〕

（少年警察ボランティア等との協力）

第5条 少年警察活動を行うに当たっては、埼玉県公安委員会、警察本部長、警察署長（以下「署長」という。）等から委嘱を受けて少年の非行の防止又は少年の福祉のための活動に当たるボランティア（以下「少年警察ボランティア」という。）との協力を努めるとともに、少年警察ボランティアがその役割を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。

2 前項のほか、少年警察活動については、規則第5条の規定により、学校、家庭裁判所検察庁、児童相談所、福祉事務所等の関係機関及び児童委員、保護司その他少年の健全育成活動に関係のあるボランティア及び団体（以下これらを「関係機関等」という。）と平素から連絡を保って相互の円滑な協力を配慮するものとする。

第2節 幹部の職務

(少年課長及び署長の職務)

第6条 生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）及び署長は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、所属職員の合理的配置に努めるものとする。

2 少年課長及び署長は、規則第4条第1項の規定により、少年警察部門とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせるとともに、警察と関係機関等との連絡協調を強化するものとする。

3 少年課長及び署長は、規則第4条第2項の規定により、全ての警察職員が少年非行の実態、少年事件（事案）の処理、少年の適正な処遇その他少年警察活動を推進する上で必要な基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

4 少年課長は、少年警察活動全般の効果的な運営及びその適正な実施を図るため、少年警察活動に関する企画及び調整、装備資機材及び施設の整備等部内の体制を強化するものとする。

5 署長は、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案については、おおむね次の各号に掲げる事項を自ら行うものとする。

(1) 捜査主任官又は調査主任官の指名

(2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者、ぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し及び面接（捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の可否及び方法の決定

(3) 強制の措置及びその解除の可否の決定

(4) 関係機関への送致若しくは送付又は通告（以下これらを「送致等」という。）その他の措置の決定

(5) 関係機関への送致等に付すべき処遇意見の決定

(6) 継続補導の可否の決定

(7) 被害少年の継続的な支援の可否の決定

一部改正〔平成27年第23号、令和5年第20号〕

(所属長の職務)

第7条 複数の部門に関係する少年警察活動に係る施策を的確に推進するため、所属長は、少年課長と緊密な連携を保つものとする。

一部改正〔令和5年第20号〕

(少年事件指導官)

第8条 少年課に少年事件指導官を置く。

2 少年事件指導官には、少年課指導官をもって充てる。

3 少年事件指導官は、非行少年に係る事件の捜査又は調査を少年事件の審判に的確に反映させるため、捜査官の視点のみならず、家庭裁判所の裁判官又は調査官からの視点を考慮し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 埼玉県犯罪捜査規程第21条及び第22条の規定により警察本部要指導事件として指定された少年事件又は14歳以上18歳未満のぐ犯少年に係る事件及び触法少年又は低年齢少年たるぐ犯少年に係る事件（以下「低年齢少年事件」という。）のうち、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年を担当する係が主として捜査又は調査に当たるものについて、捜査主任官又は調査主任官に対するいわゆる「非行なし」事案防止対策、事件送致後の審判過程の把握、補充捜査等が的確に行われるような指導

(2) 警察本部要指導事件として指定された少年事件又は低年齢少年事件のうち、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年を担当する係以外の警察官が捜査又は調査に当たる事件について、警察本部の事件を主管する課の長（以下「事件主管課長」という。）との密接な連絡及び前号と同様の指導が的確に行われるための助言

(3) 埼玉県犯罪捜査規程別表第1に規定する警察本部長が直接指揮する事件のうち、少年が関係する事件について、捜査主任官の要請等に応じ、事件検討等への参画

(4) 第11条第1項の少年事件選別主任者及び第12条第1項の少年事件選別補助者に対する少年の特性及び少年事件の審判の特質を踏まえた捜査又は調査指揮、措置選別、処遇上の意見の決定等に関する必要な指導

4 前項に規定するもののほか、少年事件指導官は、少年の補導及び保護に関し、規則第3条に規定する少年警察活動の基本に基づいて、適正な処遇措置が行われるよう警察職員の指導を行うものとする。

一部改正〔平成31年第17号、令和4年第25号、5年第20号・第24号〕

(少年補導責任者)

第9条 少年課に少年補導責任者を置く。

2 少年補導責任者には、補導を担当する少年課課長補佐をもって充てる。

3 少年補導責任者は、不良行為少年の補導に関し、保護者、少年の在学する学校の教員若しくは少年を雇用する雇用主又はこれらに代わるべき者（以下「保護者等」という。）への連絡の可否を判断するものとする。

（警察署の各課長の職務）

第10条 少年事件に関わる警察署の各課長は、部下職員を指揮掌握するとともに、個々の事案については、あらかじめ第11条第1項の少年事件選別主任者又は第12条の少年事件選別補助者の意見を聴いて、次の各号に掲げる事項を指揮するものとする。

- (1) 処遇の方針の指示及び処遇の担当者の指定
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示
- (3) 少年及び保護者その他の関係者の呼出し又はこれらとの面接の可否、時期、場所及び方法の指示

一部改正〔平成27年第23号、令和5年第24号〕

（少年事件選別主任者）

第11条 署長は、少年事件の捜査又は調査及び少年の処遇の適正を図るため、生活安全課長（少年を担当する課長代理の置かれている警察署は当該課長代理）を少年事件選別主任者に指定するものとする。

2 第8条第3項第3号の少年が関係する事件及び警察署を除く所属の司法警察員が送致する事件の少年事件選別主任者は、少年課指導官をもって充てる。

3 少年事件選別主任者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者等への連絡の可否を判断すること。
- (2) 第37条第4項の意見を求められた場合に、同条第3項各号に掲げる事項を勘案の上意見を述べること。

一部改正〔平成22年第17号、27年第23号、令和5年第20号〕

（少年事件選別補助者）

第12条 署長は、少年を担当する係長を少年事件選別補助者に指定するものとする。ただし、署長は、少年課長と協議の上、これを指定しないことができる。

- 2 少年事件選別補助者は、少年事件選別主任者の行う措置区分の選別及び処遇意見の決定が適正かつ円滑に行われるように少年事件選別主任者を補佐するものとする。

一部改正〔平成 31 年第 17 号、令和 5 年第 20 号・第 24 号〕

第 13 条 削除

一部改正〔令和 5 年第 20 号〕、削除〔令和 5 年第 24 号〕

第 3 節 早期発見及び報告

(早期発見)

- 第 14 条 警察職員は、規則第 6 条の規定により、あらゆる職務執行の機会をとらえ、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を、早期に発見するように努めなければならない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号、令和 4 年第 25 号〕

(報告)

- 第 15 条 警察職員は、非行少年を取り扱った場合は、速やかに少年事件（事案）取扱票（別記様式第 2 号）により、所属長に報告するものとする。この場合において、警察本部の所属の警察職員が発見したときは、少年事件（事案）取扱票を作成せず、速やかに引継ぎの手続をとること。

- 2 警察職員は、児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童を取り扱った場合は、別に定める様式により、所属長に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた所属長が、署長以外の者であるときは、当該報告に係る事項を署長に引き継ぐものとする。

一部改正〔平成 27 年第 23 号、令和 4 年第 25 号〕

(少年事件等の報告)

- 第 16 条 署長は、次の各号に掲げる少年事件等（交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法（明治 40 年法律第 45 号）に規定する罪に係る少年事件（以下「交通法令違反等に係る少年事件」という。以下同じ。）を除く。）を認知したときは、少年事件等報告（別記様式第 3 号）により少年課長を経て速やかに報告しなければならない。ただし、犯罪発生及び検挙報告（埼玉県犯罪捜査規程様式第 8 号）により報告をする場合は、この限りでない。

- (1) 16 歳未満又は中学生若しくは高校生の少年を逮捕又は逮捕予定である事件
- (2) 送致（通告）予定で否認している事件
- (3) 少年法第 6 条の 6 第 1 項各号の規定に基づき児童相談所長に送致を予定している事件
- (4) 少年に係るいじめ事案又は校内において発生した少年に係る事案で、学校関係者との連携に配慮する必要がある事案
- (5) 少年の自殺事案（未遂を含む。）
- (6) 後日紛議が予想され、又は社会的反響が予想される事案
- (7) 新聞その他の報道機関に広報予定の事案
- (8) その他特に必要があると認められる事案

一部改正〔令和 4 年第 25 号、5 年第 20 号〕

（報告受理後の措置）

第 17 条 少年課長は、前条の報告があったときは、次の各号に掲げる事項について適切な指導を行うこと。

- (1) 少年事件の適正な捜査又は調査
- (2) 少年の適正な処遇

一部改正〔令和 5 年第 20 号〕

第 2 章 一般的活動

第 1 節 地域的な非行防止施策の推進

（地域的な非行防止施策）

第 18 条 少年課長及び署長は、特に少年の非行を防止するため必要があり、かつ、適切であると認めるときは、少年の非行が多発する地域について、当該地域内の関係機関等及び住民の協力の下に、少年の非行を防止するための計画（以下「非行防止地区計画」という。）を策定し、その実施に努め、又は他の機関が策定し、実施するこの種の計画への積極的な協力に努めなければならない。

（留意事項）

第 19 条 少年課長及び署長は、非行防止地区計画を策定し、実施するに当たり、次の各号に留意すること。

- (1) 地域の指定に当たっては、効果又は成果の検証が可能な範囲とする。
- (2) あらかじめ関係機関等と密接な連絡協調のできる体制をつくる。

- (3) 状況に応じ、計画を段階的に区分し、絶えずその成果を検証して計画を改訂するなど、実情に即した計画とする。
- (4) 地域内における情報発信活動を特に活発に行う。

第2節 街頭補導

(街頭補導の効果的实施)

第20条 街頭補導については、公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所を重点として、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を策定し、班を編成して行うなど効果的に実施するように努めるものとする。この場合において、必要に応じ、少年警察ボランティア、教員、児童委員、保護司その他のボランティア（以下「少年警察ボランティア等」という。）と協働して行うように配意するものとする。

(街頭補導の留意事項)

第21条 街頭補導に当たっては、次の各号に留意すること。

- (1) 警察手帳その他身分を証明するものを提示して、街頭補導に従事している者であることを明らかにする。
- (2) 少年から事情を聴取し、又は注意、助言等をする場合は、人目につかないようにする。
- (3) 少年警察ボランティア等と協働して街頭補導に従事しているときは、少年の身分、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言等について警察職員が行うか、少年警察ボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果が上がるようにする。
- (4) 公共の場所以外の施設で街頭補導を行うときは、当該施設の管理者の同意を得る。

第3節 少年相談

(少年相談の受理)

第22条 警察職員は、少年相談の申出があったときは、規則第8条第1項により懇切を旨として受理するとともに、埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号）の規定により適正に取り扱うものとする。ただし、少年サポートセンターにおける少年相談の受理及び取扱いについては、別に定めるところによる。

一部改正〔平成25年第27号〕

(少年相談の取扱い)

第 23 条 警察署における少年相談は、少年を担当する係又は警察安全相談係が取り扱うものとする。ただし、少年相談を受け付けた警務課において、他の係が処理することが適当と認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成 25 年第 27 号、31 年第 17 号、令和元年第 4 号、5 年第 20 号〕

(少年相談の留意事項)

第 24 条 少年相談に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 警察施設において行うほか、必要に応じて、関係者が気軽に出入りでき、又は落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うこと。
 - (2) 少年相談に関連して、少年警察活動の所掌に属さない事案について相談を受けたときは、当該事案に係る事務を所掌する他の警察部門に引き継ぎ、又は他の機関若しくは団体を教示し、若しくは必要に応じてこれらのものに連絡すること。
- 2 受理した少年相談について、その処理を他に引き継ぐときは、相談者に対し、引継先連絡方法等必要な事項を連絡しなければならない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

第 4 節 継続補導

(継続補導の対象)

第 25 条 少年課の警察職員は、次の各号に掲げる少年について、その非行を防止するため特に必要と認められる場合は、規則第 8 条第 2 項、規則第 13 条第 3 項及び規則第 14 条第 2 項の規定により、保護者の同意（当該少年が特定少年である場合は、本人の同意。第 27 条及び第 85 条において同じ。）を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言、指導又は補導を継続的に実施すること。

- (1) 少年相談に係る少年
- (2) 触法少年であって少年法第 6 条の 6 第 1 項の規定により送致すべき者及び児童福祉法第 25 条第 1 項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (3) 14 歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第 25 条第 1 項の規定により通告すべき者に該当しないもの
- (4) 不良行為少年

一部改正〔平成 28 年第 25 号、令和元年第 4 号、4 年第 25 号〕

(継続補導の取扱い)

第 26 条 署長は、規則第 8 条第 2 項から第 4 項までに規定する継続補導を実施する必要が認められる場合は、速やかに継続補導引継票（別記様式第 4 号）により少年課長に引き継ぐものとする。

一部改正〔令和元年第 4 号〕

（継続補導上の留意事項）

第 27 条 継続補導は、保護者の同意を得た上で、その協力の下に行うものとする。

2 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合において、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

第 5 節 少年の社会参加活動

（少年の社会参加活動）

第 28 条 規則第 9 条の規定により行う少年の規範意識の向上等に資するための少年の社会参加活動については、関係機関等との役割分担の下で実施するものとする。

2 前項の活動に当たっては、少年の心理その他の特性、少年の非行実態等に関する知識、警察職員の能力その他警察業務の専門性を生かして効果的に実施するものとする。

第 6 節 情報発信

（情報発信活動）

第 29 条 少年警察活動については、家庭、学校、地域社会と一体となって取り組むことが極めて重要であるため、規則第 10 条の規定による情報発信活動を行うに当たっては、対象者ごとに適切な素材、方法、時期等を選んで的確に周知されるよう努め、広く少年警察活動に対する理解及び協力を求めるものとする。

（基礎資料の整備活用）

第 30 条 警察職員は、少年警察活動については、情報発信を前提とし、少年に有害な環境の排除その他少年の非行の防止及び保護を図るための施策に資するため、常に少年の非行及び少年に有害な環境の実態その他少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するよう努めるものとする。

第 7 節 有害環境の排除

（有害環境の排除）

第 31 条 少年課長及び署長は、規則第 11 条の規定により有害環境の排除のため適切な措置をとるものとする。

2 少年課長及び署長は、知事、市町村長その他関係行政機関に対し、前項の措置をとるために必要な情報を連絡するものとする。

第 3 章 非行少年等についての活動

第 1 節 非行少年に関する通則

(少年事件の処理)

第 32 条 署長は、非行少年に係る事件の捜査又は調査について、少年の特性に鑑み、少年を担当する係に担当させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する少年の捜査又は調査については、この限りでない。

- (1) 20 歳以上の被疑者を主とする事件に関連する少年の事件
- (2) 交通法令違反等に係る少年事件
- (3) 事件の内容が複雑かつ重要であり、少年を担当する係以外の係に捜査させることが必要と署長が認める少年事件

2 署長は、前項ただし書の少年を担当する係以外の係の警察官に犯罪少年の事件の捜査又は調査をさせるときは、適正な少年の処遇を図るため、少年事件選別主任者に対し、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるよう、捜査又は調査の過程について常に把握させるものとする。

また、取調べ又は質問について必要があると認められるときは、少年を担当する係の警察官に行わせるよう配慮するほか、必要な支援を行わせなければならない。

一部改正〔平成 26 年第 32 号、27 年第 23 号、31 年第 17 号、令和 4 年第 25 号、5 年第 20 号〕

(年齢の確認)

第 33 条 警察職員は、非行少年と認められる少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法又は児童福祉法の規定による非行少年の年齢に応ずる処理に過誤のないようにするため、特に、現在及び行為時における当該少年の年齢を確認しなければならない。

(捜査又は調査上明らかにすべき事項)

第 34 条 警察職員は、非行少年に係る事件について捜査又は調査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、明らかにしなければならない。

- (1) 事件の存否及び態様
 - (2) 事件の動機及び原因
 - (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
 - (4) 少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友の関係
 - (5) 少年の住居地の環境
 - (6) 少年の非行の防止に協力することができると認められるボランティアの有無
- (捜査又は調査上の留意事項)

第 35 条 警察職員は、非行少年と認められる少年に係る事案について、捜査又は調査を行うに当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 捜査又は調査の範囲は、関係機関に送致するか、通告するかを決定するために必要な限度及び非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立ち直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 保護者等その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、迅速に行うこと。

2 非行少年の処遇の適正を保つため、規則第 13 条に規定する関係機関等への連絡を行うに当たっては、連絡担当者を明確にし、適切に実施するものとする。

3 触法調査又はぐ犯調査を行うに当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連絡を密にしつつ、これを進めなければならない。

(広報)

第 36 条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、報道機関に発表を行うときは、警察本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

2 前項の発表に当たっては、当該事件の犯罪少年又は触法少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項の発表及び写真の提供を新聞その他の報道機関等にしてはならない。ただし、特定少年の時に犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については、この限りでない。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

(措置の選別、処遇意見等)

第 37 条 警察職員は、非行少年については、送致等の措置をとるべきか、少年事件の送致は通常送致によるべきか、又は簡易送致（犯罪捜査規範第 214 条の規定による送致をいう。以下同じ。）によるべきか、送致等するときは、いずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

2 非行少年に係る事件について関係機関に送致等（簡易送致を除く。）をするときは、最も適切と認められる処遇上の意見を明らかにするものとする。

3 前 2 項に規定する措置の選別及び処遇上の意見の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第 3 号については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

- (1) 事件の態様
- (2) 非行の動機及び原因
- (3) 非行少年の再非行の危険性
- (4) 非行少年の保護者等の実情、非行少年の再非行の防止に関する保護者等の方針及び希望並びに関係機関等の意見

4 警察職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、少年事件選別主任者の意見を聴かなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号について、交通法令違反等に係る少年事件については、少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

- (1) 措置の選別及び処遇上の意見を選定しようとするとき。
- (2) 少年（参考人を含む。）の呼出し、取調べ及び身柄の措置その他事件の処理方針を検討するとき。
- (3) 任意の少年被疑者の指紋（掌紋を含む。以下同じ。）の採取及び写真の撮影をしようとするとき。

一部改正〔平成 22 年第 17 号、26 年第 32 号、令和 4 年第 25 号〕

（事後措置）

第 38 条 捜査又は調査の結果、非行少年と認めるに至らなかった少年又は触法少年若しくは 14 歳未満のぐ犯少年であって送致し、又は通告するに至らなかったものについては、警察職員は、第 25 条に規定する継続補導を行う場合を除き、当該少年に対して注意、助言等を与えるにとどめ、必要に応じて、捜査又は調査の結果を少年の保護者等に連絡するものとする。

(送致等に関しての留意事項)

第 39 条 非行少年を関係機関に送致等するに当たっては、警察職員は、必要に応じ、少年及びその保護者等に対して、送致等の趣旨について説明し、及び今後特に注意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致等する少年について、将来における非行の危険性が大きいと認められるときは、送致先又は通告先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置がとられるように連絡するものとする。

第 2 節 犯罪少年事件の捜査

(捜査の基本)

第 40 条 犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たるものとする。

2 捜査に当たっては、少年の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意するなど、その心情を傷つけないように努めるものとする。

(呼出し上の留意事項)

第 41 条 捜査のために少年、保護者等又は参考人を呼び出す場合は、電話、呼出状の送付その他適切な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 捜査のために少年を呼び出す場合は、保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年と保護者等との信頼関係を損なうおそれがある、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがある、逃亡し、又は証拠隠滅するおそれがあるなど当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

3 捜査のために少年を呼び出す場合は、次の各号に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮すること。

(1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、原則として避ける。

(2) 少年の授業時間帯及び就業時間帯は、原則として避ける。

(3) 制服警察官が呼出しに行くことは、原則として避ける。

(4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合は、警察職員が家庭に出向き、又は警察施設以外の適当な場所に呼び出す。

(5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力及び信頼を得られるよう努める。

4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、前3項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減させるよう努めるなど少年の心情に配慮すること。

5 捜査のために少年の保護者等を呼び出す場合は、当該少年の非行に関して保護者等が警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮すること。

(取調べ上の留意事項)

第42条 少年の取調べを行う場合は、保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年と保護者等との信頼関係を損なうおそれがある、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがある、逃亡し、又は証拠隠滅するおそれがあるなど当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

2 少年の取調べを行う場合は、次の各号に留意すること。

(1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とする。

(2) 原則として、取調べは少年の授業時間帯、就業時間帯及び夜遅い時刻を避けるとともに、取調べ時間が長くないようにする。

(3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者等その他適切な者を立ち会わせる。

(4) 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いる。

(5) 取調べに当たっては、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえ付けようとはせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するように努める。

(6) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努める。

3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮すること。

一部改正〔平成27年第23号〕

(強制措置等の制限)

第 43 条 警察官は、犯罪少年の措置に当たっては、できる限り逮捕、留置その他の強制の措置を避けなければならない。

2 警察官は、やむを得ず逮捕、留置その他の強制の措置をとろうとするとき又はこれらの強制の措置を執行するときは、次の各号に留意しなければならない。

(1) 逮捕又は留置は、少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置施設の状況、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。

(2) 留置するときは、20 歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、少年法第 20 条第 1 項又は第 62 条第 1 項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って、この規定は適用されない。

(3) 留置したときは、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。

(4) その他時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

3 犯罪少年についての指紋の採取又は写真の撮影は、身柄を拘束されていない少年については、必要やむを得ない場合で、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、併せて少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配意しなければならない。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

(親告罪等に関する措置)

第 44 条 警察官は、親告罪である少年の犯罪について、告訴がなされないことが明らかになった場合において、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年に係る事件として関係機関へ送致することを考慮して所要の措置をとるものとする。

2 前項の場合において、みだりに被害者及びその親族（以下「被害者等」という。）を呼び出し、供述調書を作成するなど被害者等の心情に反する措置をとることを避けるように留意しなければならない。

3 第 1 項の場合において、犯罪少年を送致するときは、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう、当該機関に連絡するものとする。

4 少年が、親族であるため刑が免除される罪又は請求を待って論ずる罪を犯した場合は、前 3 項の例によるものとする。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

(余罪の捜査)

第 45 条 警察官は、犯罪少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該犯罪少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行の危険性の判断に資するように配慮しなければならない。

2 余罪の捜査は、少年の立ち直りの妨げとならないよう、迅速的確に行わなければならない。

(書類の作成)

第 46 条 警察官は、捜査の結果、犯罪少年であることが判明したときは、当該犯罪少年の犯行の動機及び原因、犯行前後の状況等犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するため必要な事項に関しては犯罪捜査規範第 177 条から第 182 条までの規定により当該犯罪少年又は参考人の供述調書その他の捜査書類を作成し、その他の事項に関しては同規範第 213 条の規定により身上調査表を作成するものとする。ただし、送致先の機関における処遇に資し、又は輔導の適正を期するため特に必要があると認められるときは、犯罪事実の存否及び犯罪の情状を立証するため必要な事項以外の事項についても、当該犯罪少年又は参考人の供述調書その他必要な書類を作成し、又は徴しなければならない。

(所持物件の措置)

第 47 条 警察官は、犯罪少年の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見した場合は、法令の規定により押収するときを除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は廃棄させるなど当該少年が当該物件の所持を継続させないように注意し、及び助言するものとする。この場合において、受領書（別記様式第 5 号）を徴するなど物件の措置でん末を明らかにする措置を講じておかななければならない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

第 3 節 触法調査

(触法調査の基本)

第 48 条 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

- 2 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年は精神的に未成熟であり、可塑性に富み、迎合する傾向にあるなどの特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど、少年の心情及び早期の立ち直りに配慮しなければならない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

（触法調査を行うことができる警察職員）

第 49 条 警察本部長は、少年補導員のうちから、次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を少年法第 6 条の 2 第 3 項に規定する警察職員として指定することができる。

- (1) 可塑性に富むなどの低年齢少年一般の特性
- (2) 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性
- (3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領

- 2 少年法第 6 条の 2 第 3 項に規定する警察職員は、調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができるものとする。

- 3 少年法第 6 条の 2 第 3 項に規定する警察職員の運営等に関しては別に定める。

（調査主任官）

第 50 条 署長は、調査主任官指名簿（別記様式第 6 号）により、個々の触法調査につき、調査主任官を指名するものとする。

- 2 調査主任官は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- (2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を把握すること。
- (3) 調査方針を立てること。
- (4) 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
- (5) 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について、調査に従事する者に対する指導及び教養を行うこと。
- (6) 裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、署長から特に命ぜられたこと。

3 署長は、調査主任官を指名する場合は、事件の内容並びに職員の調査能力、知識経験及び職務執行の状況を勘案し、調査主任官の職務を的確に行うことができると認められる者を指名するものとする。

4 調査主任官が交代する場合は、調査主任官（変更）指名簿（別記様式第7号）により新たに調査主任官を指名するものとする。この場合において、前任の調査主任官は、当該事案の関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

（付添人の選任）

第51条 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者（以下第52条（第4項を除く。）、第53条（第4項を除く。）、第55条、第61条、第62条及び第64条において「少年」という。）又は保護者等に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分りやすく説明するほか、必要に応じて関係機関等及び団体についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする。この場合において、付添人選任届を受理した者は、事件の調査に従事している警察官に対し、当該付添人選任届を確実に引き継がなければならない。

（呼出し）

第52条 触法調査のため、少年、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 少年を呼び出す場合は、保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがある、逃亡し、又は証拠隠滅をするおそれがあるなど当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

3 少年を呼び出す場合は、次の各号に留意し、少年が無用な緊張又は不安を抱かないよう配慮すること。

(1) 学校に直接呼出しの連絡をすることは、原則として避ける。

(2) 少年の授業時間帯又は夜間に呼び出すことは、原則として避ける。

(3) 制服警察官が呼出しに行くことは、原則として避ける。

- (4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められるときは、調査に従事する警察職員が家庭に出向き、又は警察施設以外の適当な場所に呼び出す。
 - (5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力及び信頼を得られるよう努める。
- 4 触法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合は、前3項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
- 5 触法調査のために少年の保護者等を呼び出す場合は、当該少年の非行に関して保護者等が警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(質問)

- 第53条 少年に質問を行う場合は、保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがある、逃亡し、又は証拠隠滅をするおそれがあるなど当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 2 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、当該少年の保護又は監護の観点から少年の保護者等その他適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。
- 3 少年に質問を行う場合は、次の各号に留意するものとする。
- (1) 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とする。
 - (2) 質問は、原則として、夜間又は長時間にわたることを避けなければならない。
 - (3) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いる。
 - (4) 質問に当たっては、少年の話のよい聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえ付けようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するよう努める。
 - (5) 質問に当たっては、少年法第6条の4第2項の趣旨に反することのないよう、誘導又は強制と思われる言動を避ける。

(6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努める。

4 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

(犯罪の疑いがある場合の措置)

第 54 条 警察官は、触法少年による事件と断定できない、又は殺人、強盗等の重要な事件で明らかに低年齢少年によるものと認められる場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。

(強制の措置及び制限)

第 55 条 触法調査に係る搜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求（以下これらを「強制の措置」という。）については、規則第 21 条の規定により行うものとする。

2 強制の措置をとるに当たっては、その必要性、物、場所等の特定の状況と事件の事実との整合性及びこれを疎明する資料の有無について慎重に検討の上、触法少年に係る事件の調査に関する令状請求審査票（別記様式第 8 号）により警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。

3 触法少年については、少年の年齢、性格、補導歴、事件内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して、できる限り、強制の措置を避けるものとする。ただし、やむを得ず強制の措置を執行する場合は、時期、場所、方法等について、少年の心情を傷つけることのないよう慎重に配慮するものとする。

一部改正〔平成 24 年第 27 号〕

(押収物の還付等公告)

第 56 条 署長は、少年法第 6 条の 5 第 2 項において準用する刑事訴訟法第 499 条の規定による押収物の還付公告及び少年法第 6 条の 5 第 2 項において準用する刑事訴訟法第 499 条の 2 第 1 項において準用する同法第 499 条の規定による交付又は複写に関する公告については、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

(1) 少年法第6条の6第1項の規定により児童相談所に送致した事件について保護処分が決定した場合

(2) 児童相談所に送致しない場合

2 還付等公告は、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）第2条に定める方法により行うものとする。

一部改正〔平成24年第27号〕

（押収物の売却等）

第57条 法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条第4項の規定による押収物の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては随意契約により売却することができる。

(1) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある押収物

(2) 競争入札に付したが、買受けの申込みをする者がなかった押収物

(3) 売却による代金の見込額が1万円を超えないと認められる押収物

2 署長は、押収物を一般競争入札に付そうとする場合は、入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次の各号に掲げる事項について警察署の掲示板に掲示するなどの方法により公告しなければならない。

(1) 一般競争入札に付そうとする物件の種類及び数量

(2) 競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

(3) 競争入札の執行の日時及び場所

(4) 契約条項及びその概要

(5) その他署長が必要と認める事項

3 署長は、押収物を指名競争入札に付そうとするときは、可能な限り3以上の入札者を指名し、前項各号に掲げる事項について通知するものとする。

4 署長は、第1項ただし書の押収物を随意契約により売却しようとするときは、複数の者から見積書を徴さなければならない。

5 売却代金については、適切な方法で保管しなければならない。

- 6 売却代金の所有権が県に帰属する前に、押収物の還付を受けるべき者その他相当と認める者が還付の請求をした場合は、売却代金受領書（別記様式第9号）を徴して返還し、証拠物件保存簿に記録するものとする。

一部改正〔平成24年第27号、27年第23号〕

（廃棄）

第58条 署長は、前条の規定により押収物を競争入札に付しても売却できなかった、又は売却することができないと認められるときは、当該押収物を廃棄することができる。

この場合において、廃棄処分書（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式訓令」という。）別記様式第42号）を作成するものとする。

一部改正〔令和4年第25号〕

（県帰属処理）

第59条 署長は、法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条第2項の規定によって、所有権が県に帰属する押収物については保管押収物県帰属調書（別記様式第10号）を、保管金については保管金県帰属調書（別記様式第11号）を作成し、保管押収物又は保管金とともに、県に引き渡すものとする。

- 2 前項の保管押収物県帰属調書及び保管金県帰属調書（以下これらを「県帰属調書」という。）は、5月1日から10月31日までの分については11月1日に、11月1日から4月30日までの分については5月1日に作成するものとする。

一部改正〔平成28年第1号〕

- 3 県帰属調書の作成日が、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日に当たるときは、当該県の休日の直後の勤務日に作成するものとする。

（強制捜査後の触法少年事件判明時の措置）

第60条 警察官は、逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、直ちに身柄を釈放する手続をとらなければならない。

- 2 前項の身柄を釈放する場合において、逮捕手続書及び弁解録取書の作成等逮捕に伴う手続の過程を明確にするほか、釈放の事由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。
- この場合において、逮捕手続書に、既に釈放した旨を記載すること。

3 捜査による捜索等により証拠品を差し押さえた後、触法事件であることが判明した場合は、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。この場合において、還付した物件を引き続き必要とするときは、第 55 条の規定により措置すること。

4 被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕状若しくは鑑定留置状又は捜査のための捜索、差押、検証若しくは身体検査の令状若しくは鑑定処分許可状の令状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。この場合において、触法調査のための強制の措置の必要があるときは、第 55 条の規定により、改めて強制の措置をとり、必要な令状の発付を得ること。

(送致又は通告)

第 61 条 触法調査の結果、次の各号に該当する場合は、当該各号の手続により処理をするものとする。この場合において、少年が要保護児童であると認められたときは、第 89 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用するものとする。

(1) 触法少年が少年法第 6 条の 6 第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、触法少年事件送致書（様式訓令別記様式第 32 号）を作成し、これにその他の関係書類を添付して児童相談所長に送致すること。

(2) 前号のほか、少年に保護者がいない、又は保護者に監護させることが不適當であると認められる場合は児童通告書（様式訓令別記様式第 37 号）により児童相談所長に通告するほか、調査概要結果通知書（警察職員の職務等に関する規則別記様式）により児童相談所に通知すること。

(3) 通告した事件について、児童相談所長から調査書類の写しの求めがあった場合は、調査書類謄本送付書（別記様式第 11 の 2）により、送付すること。

2 前項の処理をするに当たっては、署長の指揮を受けて行わなければならない。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

(一時保護)

第 62 条 警察職員は、児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けた場合は、触法少年を一時保護するものとする。

2 警察職員は、前項の一時保護をするときは、次の各号に留意するものとする。

(1) 一時保護には、保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広がるよう配慮すること。

(2) 少年が負傷し、自殺し、又は逃走することのないよう注意するとともに、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないよう注意すること。

(3) 少年を保護した場合は、速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。

ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第 12 条第 3 項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号、令和 4 年第 25 号〕

(審判に必要な物件等の措置)

第 63 条 警察職員は、触法少年に係る事件の証拠物及び少年法第 24 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する物件については、少年法第 6 条の 5 第 2 項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができる。

2 触法少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該触法少年が所持する物件を、当該他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第 64 条 第 47 条の規定は、触法少年が少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を所持していることを発見した場合の措置について準用する。

(書類の作成)

第 65 条 警察職員は、触法少年の児童相談所への送致に当たっては触法少年送致書（様式訓令別記様式第 32 号）を、通告に当たっては児童通告書を作成するほか、必要に応じて調査報告書、当該少年及び関係者の申述書（様式訓令別記様式第 3 号）その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

2 警察職員は、触法少年の申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用いるものとする。

3 警察職員は、申述書に少年の署名及び押印又は指印（以下これらを「署名押印等」という。）を求めるものとする。この場合において、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等があるときは、当該保護者等の署名押印等を求めること。

(指導教養)

第 66 条 署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導及び教養を行うものとする。

(準用規定)

第 67 条 触法調査については、この節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、犯罪捜査規範第 12 章の例によるものとする。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

第 4 節 ぐ犯調査

(ぐ犯調査の基本)

第 68 条 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯と認められる少年を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、当該少年に係る事件の調査に当たるものとする。

2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど、その心情を傷つけないよう努めなければならない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

(ぐ犯調査を行うことができる警察職員)

第 69 条 少年法第 6 条の 2 第 3 項に規定する本部長が指定した警察職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができるものとする。

2 本部長は、前項の警察職員がぐ犯調査を行うに当たり、当該警察職員に対し、ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導及び教養をあらかじめ行うものとする。

(調査主任官)

第 70 条 署長は、調査主任官指名簿（別記様式第 12 号）により、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。

2 調査主任官は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。

(2) 関係機関との連絡調整を行うこと。

(3) その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行うこと。

3 調査主任官が交代する場合は、調査主任官（変更）指名簿（別記様式第 13 号）により新たに調査主任官を指名するものとする。この場合において、前任の調査主任官は、事案の関

係書類等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(呼出し及び質問)

第 71 条　ぐ犯調査のため、ぐ犯少年と認められる者（以下この条において「少年」とい

う。） 、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2　少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがあるなど当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

3　少年を呼び出し、質問するに当たっては、呼出しを行う場所、時期、方法等について、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

4　少年を呼び出すに当たっては、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力及び信頼を得られるよう努めること。

5　ぐ犯調査のための呼出し及び質問については、本条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第 41 条及び第 42 条の例によるものとする。

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第 72 条　低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年は精神的に未成熟であり、可塑性に富み、迎合する傾向にあるなどの特性を有することに鑑み、少年の心情及び早期の立ち直りに配慮するものとする。

2　低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者（以下この項及び次項において「少年」という。） を呼び出し、質問するに当たっては、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、原則として、夜間の呼び出し、長時間にわたる質問及び他人の耳目に触れるおそれがある場所における質問を避けるものとする。

3　少年に質問するに当たっては、少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護又は監護の観点から当該少年の保護者等その他の適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

4　低年齢少年に係るぐ犯調査のための呼出し及び質問については、前 2 項に規定するもののほか、第 52 条及び第 53 条の例によるものとする。

(送致又は通告)

第 73 条 ぐ犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号の手続により処理するものとする。この場合において、少年が要保護児童であると認められたときは、第 89 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用するものとする。

- (1) 処理をする場合において、ぐ犯少年が 14 歳以上 18 歳未満であつて、家庭裁判所の審判に付することが適当と認められるときは、ぐ犯少年事件送致書（様式訓令別記様式第 33 号）を作成し、これに関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。
- (2) 処理をする場合において、ぐ犯少年が 14 歳以上 18 歳未満であつて、保護者がいない、又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、児童福祉法による措置に委ねることが適当であると認められるときは、児童通告書により児童相談所に通告すること。
- (3) 処理をする場合において、少年が低年齢少年であつて、保護者がいない、又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときは、児童通告書により児童相談所に通告すること。
- (4) 通告した事件について、児童相談所長から調査書類の写しの求めがあつた場合は、調査書類謄本送付書により、送付すること。

2 前項の処理をするに当たっては、署長の指揮を受けて行わなければならない。

一部改正〔平成 27 年第 23 号、令和 4 年第 25 号〕

(緊急措置)

第 74 条 警察職員は、ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあつて、その補導上必要があると認められる場合は、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報しなければならない。

2 第 62 条第 2 項の規定は、少年法第 13 条第 2 項の規定による同行状を執行する場合について準用する。

(一時保護)

第 75 条 第 62 条の規定は、児童相談所に通告したぐ犯少年の一時保護について準用する。

(審判に必要な物件の措置)

第 76 条 警察職員は、ぐ犯少年を児童相談所に通告若しくは家庭裁判所に送致するに当たって、児童相談所の通告事案処理若しくは家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を当該ぐ

犯少年が所持していた場合は、当該ぐ犯少年の同意を得た上で、一時これを預かるものとする。この場合において、預り書（別記様式第 14 号）を作成するほか、保護者等の申述書を作成するなど物件の預かりのてん末を明らかにする措置をとるものとする。

2 警察職員は、ぐ犯少年以外の者が事案処理のため特に必要と認められる物件を所持していた場合は、所有者等の協力を得て、任意差出書（別記様式第 15 号）とともにその物件の提出を求めるものとする。この場合において、提出者には、任意差出書の写しを交付するなど物件の提出のてん末を明らかにしておくものとする。

3 前 2 項の規定により一時預かった、又は任意差出を受けた物件が、児童相談所の事案処理又は家庭裁判所の審判に必要でないことが明らかになった場合は、当該物件の権利者に返還し、受領書を徴するものとする。

一部改正〔平成 27 年第 23 号〕

（所持させることが不適當な物件の措置）

第 77 条 第 47 条の規定は、少年の非行の防止上所持させておくことが適當でないと認められる物件をぐ犯少年が所持していることを発見した場合の措置について準用する。

（書類の作成）

第 78 条 警察職員は、ぐ犯少年を家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告するに当たっては、ぐ犯少年の適正な処遇に資するため、ぐ犯少年事件送致書（様式訓令別記様式第 33 号）又は児童通告書のほか、必要に応じて調査報告書、ぐ犯少年及び関係者の申述書その他必要な書類を作成し、又は徴するものとする。

2 第 65 条第 2 項及び第 3 項の規定は、ぐ犯少年の申述書の作成について準用するものとする。

（指導教養）

第 79 条 署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導及び教養を行うものとする。

第 5 節 不良行為少年の補導

（補導措置）

第 80 条 警察職員は、不良行為少年を発見した場合は、規則第 14 条第 1 項に規定する注意、助言、指導又は補導を行うものとし、同項に規定する少年の保護者等への連絡は、少年を速やかに保護者等に引き渡す必要があるなど緊急の場合を除き、少年事件選別主任者又は少年

補導責任者がその要否を判断した上で行うものとする。この場合において、不良行為の原因が学校又は職場にあり、その関係者による指導が必要であると認められるときは、当該学校又は職場に対し、併せて連絡するものとする。

(少年補導票の作成)

第 81 条 警察職員は、注意又は助言をした不良行為少年が次の各号のいずれかに該当し、当該不良行為少年の保護者等に連絡して監護又は補導上の措置を促すことが必要であると認められるときは、少年補導票（別記様式第 16 号）を作成するものとする。

- (1) 現場における注意又は助言だけでは少年の非行防止上又は健全育成上十分でないと認めるとき。
- (2) 少年の非行防止上又は健全育成上、所持させておくことが適当でないと認められる物品を所持し、これを保護者等に引き渡す必要があるとき。
- (3) 少年の保護者等から当該少年の補導を依頼されているとき。

(不良行為少年の所持する物件の措置)

第 82 条 第 47 条の規定は、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を不良行為少年が所持していることを発見した場合の措置について準用する。

(呼出し及び面接)

第 83 条 不良行為少年を呼び出す場合は、第 41 条、第 52 条及び第 71 条の事項に留意するものとする。

- 2 警察施設において不良行為少年と面接する場合は、第 42 条、第 53 条及び 71 条の事項に留意するものとする。

第 4 章 少年の保護のための活動

第 1 節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第 84 条 警察職員は、被害少年に対し、現場における適切な助言、関係機関の紹介及び再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行うなど必要な支援を実施するものとする。

- 2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

一部改正〔平成 20 年第 27 号、27 年第 23 号〕

(被害少年に対する継続的な支援)

第 85 条 前条に定めるもののほか、少年課及び警察署少年を担当する係の警察職員は、被害少年について、その健全な育成を図るため特に必要と認められる場合は、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施により継続的な支援を行うものとする。

2 前項の場合において、被害少年の精神的打撃の軽減に資するための支援を行うときは、臨床心理学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

3 前 2 項に規定するもののほか、警察職員は、被害少年に対し、適切な助言その他少年の健全な育成を図るため必要な保護を与えるものとする。

一部改正〔平成 31 年第 17 号、令和 5 年第 20 号〕

(広報上の留意事項)

第 86 条 少年が被害者である事件又は事案について、新聞その他の報道機関に発表を行う場合は、第 36 条の規定を準用し、被害少年のプライバシーに十分配慮するものとする。

第 2 節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の捜査)

第 87 条 規則第 37 条に規定する福祉犯については、その犯罪を犯したと認められる者が 20 歳以上の者である場合であっても、現に少年を担当する係の警察職員が捜査し、又は調査している少年の事案と密接な関係があるときは、署長は、必要に応じ少年を担当する係の警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

一部改正〔平成 31 年第 17 号、令和 4 年第 25 号、5 年第 20 号〕

(福祉犯の被害少年の保護)

第 88 条 警察職員は、福祉犯の被害少年について、当該福祉犯に係る捜査、第 84 条及び第 85 条の支援のほか、当該被害少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者等に配慮を求めるものとする。

2 少年課長及び署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、地域住民に対する広報啓発を行うなど必要な措置をとるものとする。

一部改正〔令和 5 年第 20 号〕

第 3 節 要保護少年及び児童虐待に係る活動

(要保護少年の通告等)

第 89 条 警察職員は、規則第 38 条に規定する児童相談所への通告は、児童通告書又は口頭により行うものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

2 口頭による通告については、電話等を含むものとし、通告根拠規定を告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

3 児童通告書及び児童通告通知書の送付方法については、別に定めるところによる。

4 警察職員は、第 1 項の通告を行わない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

(要保護少年の一時保護)

第 90 条 警察職員は、児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けたときは、要保護少年の一時保護を行うものとする。

2 第 62 条の規定は、要保護少年の一時保護について準用する。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

(要保護少年の所持する物件)

第 91 条 第 47 条の規定は、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を要保護少年が所持していることを発見した場合の措置について準用する。

ただし、権利者が不明なものは、児童相談所と緊密に連携の上、要保護少年の通告に伴って児童相談所に引き渡すものとする。

(児童虐待)

第 92 条 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底するものとする。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

(児童虐待を受けたと思われる児童の通告等)

第 93 条 警察職員は、規則第 39 条に規定する児童相談所への通告を速やかに児童通告書又は口頭により行うものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

2 第 89 条の規定は、児童虐待を受けたと思われる児童に係る通告等について準用する。

- 3 警察職員は、児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われるときには、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

追加〔令和4年第25号〕

（児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護）

第94条 警察職員は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けたときは、児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護するものとする。

- 2 第62条の規定は、児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護について準用する。

追加〔令和4年第25号〕

（児童虐待を受けたと思われる児童に係る関係機関との連携）

第95条 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。

- 2 児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置をとるものとする。

- 3 警察職員は、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査及び被害児童等の心情、特性等に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、少年課への情報の集約及び組織としての的確な対応等に努めるものとする。

追加〔令和4年第25号〕

第5章 記録

（少年事件処理簿等）

第96条 警察署に、少年事件処理簿（様式訓令別記様式第44号）を備え、調査の指揮及び事件の送致等の処理経過を明らかにしておくものとする。この場合において、特に第6条第5項各号に掲げる事項を明らかにしておかなければならない。

- 2 警察署に、少年事案処理簿（別記様式第17号）を備え、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童について、当該事案の処理経過を明らかにしておくものとする。

- 3 犯罪少年の事件に係る記録については、少年事件処理点検表（別記様式第18号）を作成し、処理の状況を点検するものとする。この場合において、第1項後段によるほか、一般の例により、必要な事項を明らかにしておくものとする。

4 地域部鉄道警察隊及び警察署に、呼出簿（別記様式第 19 号）を備え、第 52 条及び第 71 条の定めるところにより触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理経過を明らかにしておくものとする。

一部改正〔平成 29 年第 26 号、令和 4 年第 25 号〕

（少年カード）

第 97 条 警察職員は、捜査又は調査を行った非行少年（道路交通法又はこれに基づく命令の違反事件に係る者を除く。）その他特に必要があると認められる少年について、少年カード（別記様式第 20 号）を作成するものとする。

2 署長は、少年カードに係る非行少年の居住地が他の警察署の管轄区域内である場合は、少年カードの原本を当該他の警察署の署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。この場合において、非行少年の居住地が他の都道府県警察の管轄区域内であるときは、少年課長を経て送付すること。

一部改正〔平成 20 年第 33 号、令和 4 年第 25 号、5 年第 20 号〕

（細目的事項）

第 98 条 少年補導票、少年事案処理簿、少年事件処理点検表、呼出簿及び少年カードの作成、保管その他この規程の実施に関する細目的事項については、別に定める。

一部改正〔令和 4 年第 25 号〕

附 則

この訓令は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 22 日警察本部訓令第 33 号）

この訓令は、平成 21 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 5 日警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 21 年 10 月 13 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 28 日警察本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 27 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 27 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 19 日警察本部訓令第 32 号）

この訓令は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日警察本部訓令第 23 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日警察本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 6 日警察本部訓令第 1 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の少年警察活動規程第 59 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの分については、平成 28 年 5 月 1 日に県帰属調書を作成するものとする。

附 則（平成 28 年 11 月 9 日警察本部訓令第 25 号）

この訓令は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 28 日警察本部訓令第 26 号）

この訓令は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日警察本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 7 日警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和元年 6 月 7 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 19 日警察本部訓令第 16 号）

- 1 この訓令は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の少年警察活動規程別記様式第 16 号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日警察本部訓令第 14 号）

- 1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則 （令和４年８月２４日警察本部訓令第２５号）

この訓令は、令和４年９月１日から施行する。

附 則 （令和５年３月３１日警察本部訓令第２０号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

ただし、別記様式第１６号の改正規定は、令和５年４月３日から施行する。

附 則 （令和５年７月１２日警察本部訓令第２４号）

この訓令は、令和５年７月１３日から施行する。

A	B	C	D	E	F

地域課管理票番号	
----------	--

[illegible]

別記様式第 3 号 （第 16 号関係）

別記様式第 3 号 （第16条関係）

A	B	C	D	E

第 号
年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

警 察 署 長

少 年 事 件 等 報 告

事 案 名					
少 年	住 居				
	職 業				
	学校・学年				
	フリ氏ガナ名 生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）		□男 □女	
	非 行 歴				
	補 導 歴				
保 護 者	住 居			家族	
	職 業				
	フリ氏ガナ名 生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）			
被 害 者	住 居			少年との関係	
	職 業				
	フリ氏ガナ名 生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）	被害程度		
			被害者数	人	
区 分		1 □16歳未満又は中学生、高校生の少年を逮捕又は逮捕予定である事件 2 □逮捕又は送致（通告）予定で否認している事件 3 □少年法第6条の6第1項各号の規程に基づき児童相談所長に送致を予定している事件 4 □少年に係るいじめ事案又は校内において発生した少年に係る事案で、学校関係者との連携に配慮する必要がある事案 5 □少年の自殺事案(未遂を含む。) 6 □後日紛議が予想され、又は社会的反響が予想される事案 7 □新聞その他報道機関に広報予定の事案 8 □その他特に必要があると認められる事案			

（注）関係者又は被害者が複数の場合は、別紙に記載すること。

[illegible]

別紙（１）

少 年 の 関 係 者 一 覧 表				
No.	少年	住 居		
		職 業		
		学 校 ・ 学 年		
		氏 名		
		生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)	☐ 男 ☐ 女
	保 護 者	非行・補導歴		
		性格・素行等		
		住 居		
		職 業		
		少年との関係		
種 別	氏 名 (年齢)	(歳)		
		犯罪少年	☐ 逮捕予定 (月 日) ☐ 逮捕 (通常・緊急・現行) 年 月 日 午(前・後) 時 分 認否 ☐ 自認 ☐ 一部否認 () ☐ 全面否認 ()	
		触法少年	☐ 送致予定 (月 日)	
	家 族 構 成			
	No.	少年	住 居	
職 業				
学 校 ・ 学 年				
氏 名				
生 年 月 日			年 月 日 生 (歳)	☐ 男 ☐ 女
保 護 者		非行・補導歴		
		性格・素行等		
		住 居		
		職 業		
		少年との関係		
種 別	氏 名 (年齢)	(歳)		
		犯罪少年	☐ 逮捕予定 (月 日) ☐ 逮捕 (通常・緊急・現行) 年 月 日 午(前・後) 時 分 認否 ☐ 自認 ☐ 一部否認 () ☐ 全面否認 ()	
		触法少年	☐ 送致予定 (月 日)	
	家 族 構 成			

別紙（２）

被 害 者 一 覧 表		
No.	住 居	
	職 業	
	フリ氏 サナ名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳） ☐ 男 ☐ 女
	少年との関係	
	被 害 程 度	
No.	住 居	
	職 業	
	フリ氏 サナ名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳） ☐ 男 ☐ 女
	少年との関係	
	被 害 程 度	
No.	住 居	
	職 業	
	フリ氏 サナ名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳） ☐ 男 ☐ 女
	少年との関係	
	被 害 程 度	
No.	住 居	
	職 業	
	フリ氏 サナ名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳） ☐ 男 ☐ 女
	少年との関係	
	被 害 程 度	

年 月 日
第 号生活

安全部少年課長 殿

警察署長

継 続 補 導 引 継 票

担当者		警察署 係 氏名			
対象 種 別	☐ 少年相談に係る少年				
	☐ 触法少年であって少年法第 6 条の 6 第 1 項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの				
	☐ 14歳未満のぐ犯少年であって児童福祉法第25条の規定により通告すべき者に該当しないもの				
	☐ 不良行為少年				
	☐ その他 ()				
対象 少 年	住 所				
	学 職		電話		
	氏 名	(男・女)			
	生年月日	年 月 日生 (歳)			
保 護 者	住 所				
	職 業		電話		
	氏 名	(男・女)			
	続 柄		年齢		
行為 の 概 要					
非 行 ・ 補 導 歴	非行・不良行為名	回数	非行・不良行為名	回数	
特 記 事 項					

触法調査

別記様式第 6 号（第50条関係）

（その 1）

調 査 主 任 官 指 名 簿

指名者

年警察活動規則第18条第 1 項及び第 3 項の規定により、次の者を以下に記載する
触法少年に係る事件の調査主任官に指名する。

所 属		階 級	
係(課)		氏 名	

事件の調査につき、指揮を受けて次の職務を行うものとする。

- 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を把握すること。
- 調査方針を立てること。
- 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
- 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について、調査に従事する者に対する指導及び教養を行うこと。
- 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
- 警察署長から特に命ぜられたこと。

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡記すること)	指名者 印	被指名者 印	備 考

触法調査

(その2)

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡記すること。)	指名者 印	被指名者 印	備 考

- (注) 1 指名者欄には「〇〇警察署長」等と記載し、これが異なる場合は別の調査主任官指名簿によること。
- なお、指名について専決処理する場合は「〇〇警察署長（生活安全課長専決）」等と記載し、指名者印欄には専決者が押印すること。
- 2 被指名者印欄には、被指名者がこの調査主任官指名簿を閲覧した際に押印すること。
- 3 必要に応じ、順次（その2）を追加していくこと。
- 4 備考欄には、「〇年〇月〇日送致」、「〇年〇月〇日家庭裁判所送致」等と記載すること。

触法調査

別記様式第 7 号（第50条関係）

(その 1)

調 査 主 任 官 （ 変 更 ） 指 名 簿				
			指名者	
少年警察活動規則第18条第 1 項及び第 3 項の規定により、次の者を以下 に記載する 触法少年に係る事件の調査主任官に指名する。				
所 属		階 級		
係(課)		氏 名		
事件の調査につき、指揮を受けて次の職務を行うものとする。				
☐ 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。				
☐ 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を把握すること。				
☐ 調査方針を立てること。				
☐ 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。				
☐ 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について、調査に従事する者に対する指導及び教養を行うこと。				
☐ 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。				
☐ 警察署長から特に命ぜられたこと。				
指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡記すること。)	指名者 印	被指名者 印	備 考

触法調査

(その2)

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡記すること。)	指名者 印	被指名者 印	備 考

- (注) 1 指名者欄には「〇〇警察署長」等と記載し、これが異なる場合は別の調査主任官指名簿によること。
- なお、指名について専決処理する場合は「〇〇警察署長（生活安全課長専決）」等と記載し、指名者印欄には専決者が押印すること。
- 2 被指名者印欄には、被指名者がこの調査主任官指名簿を閲覧した際に押印すること。
- 3 必要に応じ、順次（その2）を追加していくこと。
- 4 備考欄には、「〇年〇月〇日送致」、「〇年〇月〇日家庭裁判所送致」等と記載すること。

(注) 1 調査取扱者は、捜索許可状、差押許可状、記録命令付差押許可状、検証許可状、身体検査令状及び鑑定処分許可状の該当項目に☑印を朱記すること。
2 調査主任官は、該当項目に☑印を朱記するとともに、必要事項を記載すること。
3 審査責任者は、すべての項目について総合的に検討し、請求の適否について判断すること。

売 却 代 金 受 領 書

私は、の所持物品を売却した代金

金円

を受け取りました。

年月日

長 殿

住 所

氏 名印

物品所持者との関係

別記様式第10号 (第59条関係)

保管押収物県帰属調書 (年度)

所属 _____

[illegible]

別記様式第11号 (第59条関係)

保管金県帰属調書 (年度)

所属_____

[illegible]

ぐ犯調査

別記様式第12号（第70条関係）

（その1）

調査主任官指名簿

指名者

少年警察活動規則第30条第1項の規定により、次の者を以下に記載するぐ犯少年に係る事件の調査主任官に指名する。

所 属		階 級	
係（課）		氏 名	

事件の調査につき、指揮を受けて次の職務を行うものとする。

- 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- 関係機関との連絡調整を行うこと。
- その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行うこと。

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡記すること。)	指名者 印	被指名者 印	備 考

ぐ犯調査

(その2)

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡記すること。)	指名者 印	被指名者 印	備 考

(注) 1 指名者欄には「〇〇警察署長」等と記載し、これが異なる場合は別の調査主任官 指名簿によること。

なお、指名について専決処理する場合は「〇〇警察署長（生活安全課長専決）」等と記載し、指名者印欄には専決者が押印すること。

2 被指名者印欄には、被指名者がこの調査主任官指名簿を閲覧した際に押印すること。

3 必要に応じ、順次（その2）を追加していくこと。

4 備考欄には、「〇年〇月〇日通告」、「〇年〇月〇日家庭裁判所送致」等と記載すること。

ぐ犯調査

別記様式第13号（第70条関係）

（その1）

調査主任官（変更）指名簿

指名者

少年警察活動規則第30条第1項の規定により、次の者を以下に記載するぐ犯少年に係る事件の調査主任官に指名する。

所 属		階 級	
係（課）		氏 名	

- 事件の調査につき、指揮を受けて次の職務を行うものとする。
- 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
 - 関係機関との連絡調整を行うこと。
 - その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行うこと。

指名の 年月日	事 件 名 （他と区別できる程度に簡記すること。）	指名者 印	被指名者 印	備 考

ぐ犯調査

(その2)

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡記すること。)	指名者 印	被指名者 印	備 考

- (注) 1 指名者欄には「〇〇警察署長」等と記載し、これが異なる場合は別の調査主任官指名簿によること。なお、指名について専決処理する場合は「〇〇警察署長（生活安全課長専決）」と記載し、指名者印欄には専決者が押印すること。
- 2 被指名者印欄には、被指名者がこの調査主任官指名簿を閲覧した際に押印すること。
- 3 必要に応じ、順次（その2）を追加していくこと。
- 4 備考欄には、「〇年〇月〇日通告」、「〇年〇月〇日家庭裁判所送致」等と記載すること。

少年補導票

課長補佐	係長

作成所属				固有番号											
少年	フリガナ							本(国)籍							
	氏名							住所							
	異名							連絡先							
	生年月日	年 月 日 生													
	性別		学校名												
	学職		勤務先												
	特徴	身長	髪	顔	体格	特徴	少年補導責任者又は 少年事件選別主任者								
cm															
保護者	フリガナ							住所							
	氏名							連絡先							
	続柄					年齢			職業						
発見日時・行為場所・種別等	発見日時	年 月 日 曜日 時 分								行為時年齢					
	発見場所									管轄署					
	行為種別					行為場所						管轄交番			
	同時補導	人員			番号					たまり場所番号					
	グループ	名称						種別				番号			
	使用車両		ナンバー					排気量				塗色			
			防犯登録					車体番号							
	同時補導少年	1						2							
		3						4							
事後措置		年 月 日			種別				作成日						
補導時及び事後措置の状況										補導者		所属			
												分掌			
												階級			
												氏名			
										補導者		所属			
												分掌			
												階級			
												氏名			

別記様式第17号（第96条関係）

少 年 事 案 処 理 簿

種 別	不良行為・要保護・被害	受 理	年 月 日		番 号	第 号
少 年 カ ー ド	作成（第 号）・作成せず		移 送	年 月 日		県警察 警察署
少 年	ふりがな 氏 名			生年月 日	年 月 日生（ 歳）	
				性 別		
	住 居	電 話 （ ）				
	職 業		学校名 ・学年			
保 護 者	ふりがな 氏 名 （名称又は商 号及び代表者 の氏名）			年 齢		
				続 柄		
	住 居 （主たる事務 所又は本店の 所在地）	電 話 （ ）				
	職 業					
事案の 概 要	端 緒			種 別		
	概 要					
一 時 保 護		開 始 日 時		年 月 日 午 時 分		
		引 渡 日 時		年 月 日 午 時 分		
措 置	年 月 日	処遇意見			処分結果	
	児童相談所				年 月 日	
	警察における補導の措置					
報 告 連絡者	課 係 官職 氏名		担当 者	課 係 官職 氏名		

(継続紙)

署 長	副署長	課 長	代理	月 日	伺 事 項 及 び 指 揮 事 項	備 考

別記様式第18号（第96条関係）

A	B	C	D	E

少年事件 選別主任 者	副選別 主任者

少年事件処理点検表

点 検 年 月 日
年 月 日

被 疑 者	フリ 氏 名		職 業 学校名・学年	
	罪 名		生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳)
事 案 種 別 等	☐ 任意 ☐ 強制 ☐ 福祉犯罪 ☐ 一般事件			
点 検 項 目	送 致 書	本籍、住居、氏名及び生年月日は適正であるか		☐ 適 ☐ 否
		送致予定日の年齢は適正であるか		☐ 適 ☐ 否
		犯罪事実と被害届の内容に矛盾はなく適正か		☐ 適 ☐ 否
	処分結果通知書	処分結果通知書が編てつされているか		☐ 適 ☐ 否
	報 告 書	犯罪事実は構成要件を充足しており適正であるか		☐ 適 ☐ 否
	被 害 届	被害届の記載は適正であるか		☐ 適 ☐ 否
	供 述 調 書	中学校名等身上関係は適正であるか		☐ 適 ☐ 否
		犯罪事実は構成要件を充足しており適正であるか		☐ 適 ☐ 否
		共犯事件の共謀、犯行分担は適正であるか		☐ 適 ☐ 否
	身 上 調 査 表	記入漏れはなく適正に作成されているか		☐ 適 ☐ 否
	添 付 書 類	身柄請書は適正であるか		☐ 適 ☐ 否
		非行補導歴調査結果報告書は適正であるか		☐ 適 ☐ 否
		身上調査照会回答書は適正であるか		☐ 適 ☐ 否
		鑑定書は適正であるか		☐ 適 ☐ 否
	そ の 他	送致事実と証拠品に一体性があり適正であるか		☐ 適 ☐ 否
		犯行現場の引当たりを実施しており適正であるか		☐ 適 ☐ 否
		余罪の有無に関し書類内容に矛盾はなく適正であるか		☐ 適 ☐ 否
		身柄事件の送致前に被疑事実等を検察庁に連絡したか		☐ 適 ☐ 否
処 遇 意 見	☐ 審判不開始 ☐ 不処分 ☐ 保護観察 ☐ 第一種少年院 ☐ 第二種少年院 ☐ 第三種少年院 ☐ 刑事処分			
捜査補充・指示事項等				
記録作成者・原票作成 日	作成者 作成日 月 日			

※ 送 致 先	☐ 罰金以下にあたる罪（家庭裁判所送致） ☐ 禁錮以上にあたる罪（検察官送致） ☐ 罰金以下にあたる罪と禁錮以上にあたる罪の一括送致（検察官送致） ☐ 告訴・告発・自首事件（検察官送致） ☐ 特定少年にかかる事件（検察官送致）
---------	--

（注）処分結果通知書欄の点検項目については、さいたま地方検察庁各支部検察官に送致する少年事件について点検するものとする。

触法・ぐ犯調査

別記様式第19号（第96条関係）

呼 出 簿

決 裁 欄		A	B	C	D	A	B	C	D
番 号									
呼 出 月 日 時		年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで				年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで			
連 絡 月 日 時		月 日 午 時 分				月 日 午 時 分			
連 絡 方 法		呼出状 口頭（電話 直接） その他（ ）				呼出状 口頭（電話 直接） その他（ ）			
連 絡 相 手		氏名 関係				氏名 関係			
保護者等に連絡しなかった場合はその事由									
触 法 少 年、 参考人等の別		触法少年 ぐ犯少年 重要な参考人 参考人 被害者				触法少年 ぐ犯少年 重要な参考人 参考人 被害者			
呼出しを要する理由		質問 実況見分の立会い その他（ ）				質問 実況見分の立会い その他（ ）			
呼 出 人	住 居								
	氏 名	（ 歳）				（ 歳）			
呼び出した場所		警察署（ 交番） その他（ ）				警察署（ 交番） その他（ ）			
係 員 氏 名									
記 入 者 氏 名									
結 果 報 告		A	B	C	D	A	B	C	D
結 果	任意同行した時間	午 時 分から				午 時 分から			
	触法少年等に質問した場合はその時間及び立ち会った者	午 時 分から 午 時 分まで 氏名 関係				午 時 分から 午 時 分まで 氏名 関係			
	立会いを実施しなかった場合はその理由								
参 考 事 項		事件名 通知先（本人の場合はその理由） 保護者同道の有無 有（ ）・無 立会人 身柄引請 ： _____に引き渡し 作成書類 その他				事件名 通知先（本人の場合はその理由） 保護者同道の有無 有（ ）・無 立会人 身柄引請 ： _____に引き渡し 作成書類 その他			

注意 1 連絡方法欄、連絡相手欄、触法少年、参考人等の別欄及び呼出しを要する理由欄の該当部分に丸印を付けること。
 2 結果欄は、呼出人が呼出しに応じた場合に記載すること。
 3 「保護者等」とは、保護者又はこれに代わるべき者をいう。
 4 「触法少年」及び「ぐ犯少年」とは、それぞれ、触法少年及びぐ犯少年であると疑うに足る相当の理由のある者をいう。
 5 「触法少年等」とは、触法少年、ぐ犯少年、重要な参考人、参考人又は被害者をいう。

別記様式第20号(第97条関係)

少 年 カ ー ド

資料区分					
少年の氏名	異名	生年月日	職業先	名称	収入
本籍		出生地	開職係	勤務先・職種	所在地
住居				所在地	退職理由
非行場所	財物加害高	円	非行・補導前歴	非行等名	
家族関係	主な家族の氏名・続柄・年齢・職業・住居	家族数	人	補導年月日	
学校関係	最終(在学)学校名	年	所在地	補導警察署	
	息学	成職		措置及び処分結果	
				変遷	有機溶剤その他の薬物乱用
取扱警察署	発生地管轄警察署	検挙警察署	身柄引渡警察署	処遇意見	
罪名				最終(在学)学校	
既遂・未遂別				卒業・中退別	
手口				共犯形態	
非行時の居住地				少年が犯した他の非行(異なる罪種)	刑法犯 特別法犯
性別				非行府県数	
非行時の年齢				被疑者特定の端緒を得た係	
非行時の学職				被疑者を逮捕した係	
学職の特殊形態				事件を主として処理した係	
国籍等				身柄措置	
在留資格等(外国人)				本票記載非行の供述状況	
不法滞在期間(外国人)				暴力団	
補導歴・非行歴	補導歴	回	非行歴	回	うち本票記載犯罪同一罪種()回
前回処分					
非行年月日時					
非行場所					
非行の動機・原因	背景				
	父親の態度				
	母親の態度				
	直接の動機・原因				
	精神障害等の有無				
家出関係					
生活形態					
両親の状況					
母の不在状況					
非行集団関係	暴力団との関係の有無				
	集団の種別				
送致等の区分					
関係検挙票番号				署年月第号	
作成者				年月日作成 署係氏名印	
逮捕年月日				年月日時分	
逮捕場所					
逮捕者					
釈放年月日				年月日時分	
送致年月日・送致先				年月日	
勾留(観護)年月日				年月日時分	
家裁(検察官)処分				年月日	
裁罰結果				年月日	
作成・照会					

(用紙 日本工業規格A3)

索引								
保護等の状況	緊急同行状 執行	着手	年	月	日	引渡	年	月
	一時保護	着手	年	月	日	引渡	年	月
ぐ 犯 行 為 の 概 要								

事後措置その他参考事項	
-------------	--